

平成26年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成26年9月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 民 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	蔵 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成26年9月9日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されていますので、ご協力をお願いいたします。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。誠和会の山口孝弘でございます。

質問に入る前に、広島を含めた豪雨災害に遭われて亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い不明者の発見と復興をお祈り申し上げます。

それでは通告に従い、一問一答にて質問いたします。

質問事項1、特別支援教育について。

最初に、特別支援教育とは何なのか、若干説明したいと思います。発達障害を含め、障がいのある児童、幼児、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な指導及び必要な支援を行うものがあります。

平成18年6月に、学校教育法の一部が改正され、平成19年4月より特別支援教育制度が本格的にスタートいたしました。近年、文部科学省では、障がいのある子どもを含む全ての子どもに対し、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行い、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、現在積極的に取り組まれております。そして、特別支援教育のさらなる充実が求められております。

そこで、要旨（1）に入りますが、「個別の教育支援計画」とは、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画であり、「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」を指導のために具体化したもので、一人ひとりの年間目標や学期の目標等を設定し、それぞれの目標の達成に向け、指導内容、方法等を明確にして、障がいの状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画であります。

学校では「個別の教育支援計画」をもとに「個別の指導計画」を充実させることとなります。そこで、現在、八街市において、通常の学級に在籍する障がいのある、または特別な支援を要する幼児、児童・生徒に対して、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の作成

について、どのように進められているのかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市の幼稚園では、個別の指導計画と個別の教育支援計画を全ての幼稚園で合わせて19名分作成しております。

また、小学校では、通常学級で支援を要する児童の個別の指導計画を作成している学校は、小学校では3校で38名分、中学校では1校で2名分です。また、個別の教育支援計画につきましては、中学校で1校2名分が作成されております。

なお、特別支援学級では、個別の指導計画につきましては全員作成し、他機関との連携が必要な個別の教育支援計画につきましても、できるだけ作成するように指導しております。

また、通常学級において特別な支援を要する児童・生徒につきましても、個別の指導計画の作成を推進している状況です。今後は通常学級における特別な支援を要する児童・生徒につきまして、個別の教育支援計画についても必要に応じて作成していく方向です。

○山口孝弘君

先ほど、教育長の答弁では、幼稚園、小学校、中学校について答弁がございました。管轄がちょっと違うわけですが、保育園の幼児も同様の問題を抱えているわけですので、支援が必要と思われる幼児に対して、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

現在、私ども八街市内の認可保育園8カ所ございまして、実際手帳を持っている障がいのある児童の方が3名、保育を実施しております。そのほかにグレーゾーンとなる方等がいらっしゃるわけですが、実際に3名の方について個別のペーパーの支援計画というものも現在は作成しておりませんが、障がい児がいる保育園については加配の保育士を追加しまして、保育士を増やしまして、その子を見守っていると。それで適切な保育のカリキュラムの中で保育をしているというのが現状でございます。

そのほか、専門家の臨床心理士によって定期的な巡回指導をしておりますので、その中でグレーゾーンの方についても、臨床心理士の方に見ていただきまして、担任の先生方と共通の理解をして保育の指導に当たっているというのが現状でございます。

○山口孝弘君

できれば、保育園も幼稚園も同じ土俵でぜひともそういった計画を作っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

この問題は、特別支援学級に在籍している児童・生徒については作成するような形で随時進められているとは思いますが、この問題は課題として考えられるのは、発達障害といわれている通常学級に在籍している発達障害と言われる方が課題だと私は思っております。例えば、LD、ADHD、高機能自閉症だとかアスペルガーの児童・生徒については、大半は専門家の方の判定をとっておらない状態で、親も理解していないというような現状でございます。

す。こういった幼児であったり、児童・生徒こそ本当に支援が必要なのではないかと、私は認識しておりますが、教育委員会として現状の課題については、どのように認識され、今後、どのようにしていくことが望ましいのか、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

現在、学校現場におきましては、ただいま山口議員からご質問のあったような課題を持った子どもさんが一緒に生活しているというような状況でございます。その中で本市といたしましては、教育施策の中で特別支援を要する児童・生徒への特別支援教育の充実を図るといふふうにしております。通常学級で学習面や情緒面において特別な支援をする児童・生徒、あるいは不適応を起こしている児童・生徒に対しまして、よりきめ細かな支援が必要だといふふうを考えております。

特別支援学校のセンター的機能を活かしまして、特別支援学校地域支援員、あるいは市のカウンセラー、学識経験者からなる特別支援専門家チームによる巡回相談を中学校等で行っております。また、必要に応じまして、小・中学校に専門家チームの派遣を行いまして、支援等の助言も行っているところでございます。また、支援を要する児童・生徒に対しまして、市としては特別支援教育支援員ということで各学校に配置しております。通常学級における支援の充実を図っているところでございます。

今後も支援の必要な児童・生徒に対しまして、相談体制の整備について図っていききたいといふふうを考えております。

○山口孝弘君

インクルーシブ教育システムの確立には、まず、ここができないと、子どもたちの健やかな成長を保つことはできないのではないかと私は理解しておりますので、ぜひとも多くの発達障害といわれている児童・生徒、幼児も含めて適切な指導を行えるようお願いいたします。

個別の教育支援計画は作成することが目的ではございません。全校で継続的に支援していくためのものであることを特に留意する必要があると思います。さらなる協力体制、全体としての理解をぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、要旨（２）生徒間における理解についてでございます。

発達障害と思われる子どもたちが学校や友達となじめず、不登校になったりと、問題行動につながるケースがあると伺っております。子どもたち同士がともに障がいについて理解をし合い、ともによいところを伸ばし、先ほども申しましたが、インクルーシブ教育システムの肝である共生できる社会を作っていくためには生徒間の理解が非常に重要であると思っております。

そこで要旨（２）の生徒間における障がいのある、または特別な支援を要する幼児、児童・生徒について理解・認識の必要性についてお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個別の幼児、児童・生徒の病気、身体の不自由、発達に関する障がいにつきましては、本人の心身の安全・安心の面で、周りに理解を求める必要がある場合は、本人及び保護者の同意を得て、必要な情報を幼児、児童・生徒に伝えます。

一般的な障がいの理解につきましては、教育活動全般の中で、あるいは福祉に関する学習、特別支援学級及び特別支援学校との交流学习、道徳教育、人権教育の中で理解を深めるように指導しております。

○山口孝弘君

すみません。もう少し具体的に共通理解というか、認識の必要性について、具体的に何をやって、学校によって取り組みが違うのか、もしくはそのことについて共通した考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○教育次長（河野政弘君）

学校における児童・生徒の病気に関する理解、これにつきましては年度始めに養護教育を中心といたしまして学校職員全体で共通理解をしております。また、必要に応じまして保護者の了解を得て、教員との連携を図ったり、あるいは八街市特別支援教員専門家チームの専門の特別支援学校から地域コーディネーターを派遣していただいております。そのような状況でございます。

○山口孝弘君

積極的に子どもたち同士の理解を深めるというのは、本当に必要なことでありまして、知らないことによって、逆にいじめが起きたりとか、不登校になったりとか、そういったケースもあるわけです。共通認識として、みんなに言うことによって、そういったケースも逆に考えられることもあるかもしれませんが、それは指導する先生の力量にもよるのかなというところもあります。しかしながら、これからのインクルーシブ教育システムを確立するということを考えれば、生徒間がお互いに理解し合って、お互いに助け合っていくことが絶対重要だろうと私は思います。ですので、どんどん積極的に理解し合える形にしていただきたいと思います、よろしくお伺いいたします。

関連しますが、医療技術の進歩により、ぜんそくを持っている方であるとか、てんかんをお持ちの方が重症でない限り通常の学校に通えるようになりました。しかしながら、通常学級に通っている病弱児と言っているのかはわからないのですが、病気についての理解というのも今後必要だろうと私は思います。

このことについては、教育委員会としては、どのような考えがあるのかお伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

児童・生徒間の理解ということだと思いますけれども、これにつきましてはプライバシーの問題もありますので、安全面とその辺の関係で、周りの児童・生徒が病気に関する理解が、あるいは配慮が必要と思われる場合につきましては、本人及び保護者の承諾を得た上で病気に関する情報を提供いたしまして、理解を深めるように努めているという状況でございます。なかなか難しい課題でございますので、先生の方も対応に苦慮しているという状

況でございます。

○山口孝弘君

その点につきましては、本当に先生方も苦慮されているところもあるかもしれません。しかしながら、先ほどと同じように、生徒間で認識していれば防げたりとか、未然に防止するというか、そういった対応ももしかしたらできるかもしれません。先生1人だけが理解しているという現状では、なかなか対応も難しくなってきますので、生徒間がお互いに理解を合うということが本当に大事なのではないかと思います。

次に、要旨（3）に参りたいと思います。特別支援教員に関わる教員の専門性の向上についてであります。

小・中学校の通常の学級においては、発達障害の可能性のある特別な教員的支援を必要とする児童・生徒は約6.5パーセントの割合で在籍しているということが明らかといたしますか、全国的にそのような状況でございます。同時に、それ以外にも学習面、行動面で何らかの困難を示していると教員が捉えている、そういう児童も多くいるということも示唆されております。全ての学校や学級において、これらの児童・生徒に対する支援が喫緊の課題となるわけでございますが、平成23年8月に施行されました改正障害者基本法において、国及び地方公共団体は、障害者の教育に関して、人材の確保及び教員の資質の向上、その他環境の整備を促進していかなければならないと明記されました。特別支援教育に関わる教職員の専門性の向上が一層求められているわけでございますが、そこで、全ての教員の特別支援教育に関する理解と教員の専門性の向上についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市では、教職員の特別支援教育に関する理解と指導の向上を目指し、昨年度、幼稚園・小・中学校全職員を対象に、植草学園大学の佐藤慎二教授を講師とした「通常学級における支援の必要な児童・生徒」について講演会を行いました。また、市教育センターの夏期研修会では、特別支援教育の希望研修を本年度1回から2回に増やし、多くの教職員が参加いたしました。

各学校でも、特別支援教育につきましては、特別支援学級担任だけではなく、全職員でという意識が高く、多くの学校が校内研修等でも取り上げ、積極的に研修を行っております。

市としましても、今後も特別支援教育につきましては、教職員の理解と指導の向上を目指して、充実した研修を行ってまいります。

○山口孝弘君

1回から2回に増やしたりとか、そういった意味では以前と比べて前へと進んでいるのかなと感じた次第です。

しかしながら、実際、全ての教員が本当にこれからは特別支援教育というものに対して理解をしていかなければ、今の現状を解決するというか、特別な支援をするための教職員の方が理解をしていただかないと、なかなか前へ進むことができないのかなと感じる次第です。

今の現状をお伺いいたしましたが、現在、専門性を持った教職員の方についてですが、現状はどれぐらいの方が専門性を持った教職員がいらっしゃるのか、現状はどのような状態なのかお伺いしたいと思います。わかりますか。わからなければいいですが。

○教育長（加曾利佳信君）

現在の市内の特別支援学級に所属している教職員につきましては、専門性を持った研修を受けた職員を推挙しているところがございます。また、最近では特別支援教育が教育の原点であるという、そういう視点に立ちまして、全職員が特別支援教育に対しましては関心を持って、先ほども私の方から述べさせていただきましたが、年間、何度かの研修を受け、そして各学級にも特別支援を要するお子さんがいらっしゃいますので、日々そういう研修を重ねながら実践をしているところがございます。

今後もそういう特別支援に対して、また、インクルーシブ教育に関心を持つ職員の研修につきましては、教育委員会としましても力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

○山口孝弘君

ぜひとも、全ての教員の方に関心を持っていただかないといけないと思っております。

専門性を持った教員の確保についてなんですけど、専門性を持った教員というのはなかなか絶対数が少ないというふうになっております。どこの地域もインクルーシブ教育ということで、どこの地域も、今、力を入れ始めております。確保が難しいという状態の中、講師の方が特別支援教育に関わる現状も多々あるというふうになっております。講師の方は、基本、1年で異動するというか、そういう形になってしまいますので、このことについては、どのように考えているのか、現状の課題等、各校も含めてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○教育次長（河野政弘君）

インクルーシブ教育が推進されております現在、全ての職員が特別支援教育について研修を行っております。また、先ほど、教育長の方からも答弁がございましたけれども、特別支援学校を初めて担任する場合、さらに特別支援に関する研修を年間を通じて受けますので、全体として特別支援教育についての関心、理解、指導法の技量については、底上げされているものと考えております。

それぞれ学校の事情によりまして、単年で担任が変わるという場合もございますけれども、それぞれの職員、多くの職員に関わるという、そういう利点もあるかと思えます。

教育委員会といたしましても、今後も校内におけます特別支援教育の研修を推進・充実いたしまして、特別支援教育をさらに充実してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

基本、専門家の方であっても、1年で全てその子のことが理解できるかということ、なかなか難しい。そういった中、1年で交代とか、そういった現状は、なかなか現状ではあると思いますけれども、なるべく避けていただきたいなと感じる次第です。

インクルーシブ教育推進のためには、何よりも予算の確保というところが重要だと思います。文部科学省もインクルーシブ教育システムの構築を重要事業として打ち出しております。積極的な施策を本市としても打ち出していただきまして、しっかりと国や県の補助事業を得ながら、体制と基盤整備をぜひとも進めていただきたいと思います。このことについては答弁できますでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

インクルーシブ教育システムの構築ということでございますけれども、八街市におきましても重要な課題となっております。本年度は現場職員の理解に重点を置きまして、市教育センターにおきまして、学校長推薦者に対してインクルーシブ教育システムについての研修を行いました。各学校で伝達することでインクルーシブ教育システムについて理解を深めるようにしてまいりました。また、市の指導委員会を教育支援委員会に規則を改正し、就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援に関しても助言できるようにいたしました。

今後は相談窓口の充実、特別教育支援員の確保、新たな教材の購入等、市の財政状況を勘案しながらも、必要に応じて国及び県の事業による補助などを勘案しながら予算確保に努めてまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

インクルーシブ教育についての予算の確保という面では、例えば、指定校といえますか、そういった形も、今、推奨されていまして、今、千葉県内でインクルーシブ教育の指定校となっているのは、浦安市さんが今やっているのかな。千葉県内だけじゃなくて、全国で64カ所ぐらい、たしかあったと思いますが、やはり、八街市の現状を踏まえた中でも、今回の学校の選定には全額国費で賄われているという現状で、積極的に手を挙げていただいて、八街市の底上げというものを、ぜひとも図っていただきたいと思います。そういった意味では、情報等をしっかりと常に引き出していただいて、積極的な取り組みを、ぜひともお願いいたします。

次に、質問事項2、問題行動への対応についてお伺いいたします。

家庭で虐待を受けていた生徒への対応や経済的困窮、発達障害の問題、不登校などの問題が多様化する中で、それを解決するには教員だけでは十分に対応できないケースが増えてきております。最近、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて子どもたちの支援を行うスクールソーシャルワーカーは、問題行動、不登校への対応等で効果が認められております。スクールソーシャルワーカーは、子ども本人と向かい合うだけではなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境の調整役を担っております。教員以外の視点から福祉関係や病院などに対して積極的に関わることができることで大きな効果がスクールソーシャルワーカーには出ているとお伺いしております。

そこで、要旨（1）のスクールソーシャルワーカーの活用についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市では、問題を抱える児童・生徒につきましては、主に担任をはじめ関係職員が児童・生徒に寄り添い、各学校の管理職や指導主事がケース会議や関係諸機関とのコーディネートを行っております。

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、学校や関係諸機関との連携を行うスクールソーシャルワーカーは、現在、全国的に注目されております。

スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、本市の児童・生徒の家庭環境を考えると、必要と思われますが、本市の財政状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

今、教育長がおっしゃったように、全国的にスクールソーシャルワーカーというのは増えてきております。文部科学省でも積極的な活用をというふうに前面に出している現状の中で、本当に八街市は不登校の方が多かったり、発達障害の方が多いという現状の中で、教員の方々だけではなかなか解決できない問題、本当に大変なんだろうなというふうに感じている次第です。

スクールソーシャルワーカーを設置すれば全てが解決するというわけではないとは思いますが、一助として、スクールソーシャルワーカーが機能すれば、学校と地域と福祉関係施設、福祉関係者と密に連絡を取り合って、さまざまな問題を少しずつ解決することができるのではないかなというふうに考えます。

財政的な面という話もありましたが、これは財政課の方も話を聞いていると思いますので、ぜひとも、今後、八街市の現状をしっかりとわかった上で、絶対必要だと、教育委員会も必要だということで、積極的に働きかけていただきたいと思います。

私も、このことについてはぜひ八街市には必要だなと感じています。ぜひともよろしくお願いたします。

代表質問で、小高議員が特別支援学校の誘致について触れました。特別支援学校の現状がありますが、あらゆる方向性をぜひとも見つけてほしいなというふうに思っております。

県では富里特別支援学校の過密化という問題を解決するために、今、積極的に動いておりますが、なかなか進んでいないという現状もございます。平成29年にはもう決まりをつけたいんだという話も伺っております。29年と考えますと、もう時間がないです。八街市として本当に富里特別支援学校にかよっている生徒、今、84名でしたか、84名いるわけですが、富里特別支援学校の約3分の1を占めております。親御さんたちも、ぜひとも八街市に特別支援学校をとという思いもありますし、特別支援が八街市にあれば、センター的な役割も担うことができるはずなんです。

現状、どのような状況になっているのか、積極的に市の保有している土地の情報であったりとか、八街市内にある県の施設の空き状況とか、八街市にも国の施設もございます。そういうような現状のどンドン情報を県のほうに、今、こういう現状ですよということをしかりと話をしていって、何かしらの形で八街市に特別支援という上で、前に進むようなことが

できるように働きかけをぜひともお願いしたいなど。これは逆に、いわばこれを逃してしまうと、多分次はないのです。教育長には積極的な働きかけを、ぜひとも県と密にとっていただきたいと思いますが、このことについては、どのようなお考えかお伺いします。

○議長（林 修三君）

山口議員に申し上げます。

通告と内容が違ってまいりました。要望にとどめて、次に移ってください。

○山口孝弘君

特別支援教育という中では、これは密につながっているのではないかなど、私は思っていますが、それでもだめでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

ただいま、議員の方からお話がありましたが、八街市在住で特別支援学校に通っている児童・生徒は主に富里支援学校さんの方でお世話になっていることは事実でございます。今現在、八街市教育委員会としましては、市の方に特別支援学校設置という考えは、今のところは持ってございません。ただ、今後さまざまな課題等をクリアできないものか、そして、特に財政面、そういう面でクリアできないのかということ、県、そして市長部局等と（聴取不能）なって検討してまいりたいなどは思っております。ただ、どのような形があるのか、まだ検討してございませんので、今後、県とそのような手続はどうなるのか、今後の県の方針はどうなのか、そして、市の方の方針はどうなのか、全てを総合的に鑑みて検討していきたいなと思っております。

以上でございます。必要性については感じております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございます。また、議長には寛大な配慮をありがとうございます。

次に、質問事項3、家族の幸せを守るためにというところで、不妊症治療についてお伺いしたいと思えます。

赤ちゃんが欲しいと願っているのに、なかなか授からない、もしかしたら不妊症かもしれないと、人知れず悩んでいる人は少なくありません。子どもは自然に授かるという考えをお持ちの方が多く、不妊症の深刻な悩みは一般の方には到底理解しにくいものでございます。不妊症は10組に1組という頻度の高い病気でございます。しかしながら、このことは広く一般には知られておりません。

近年、晩婚化が進む中、女性の年齢が高まるにつれて、妊娠の可能性がどんどん低くなっております。妊娠する力は年齢とともに緩やかに低下しますが、自然の状態では30歳を超えると、年に約3パーセントずつ妊娠率は低くなり、35歳では25歳の女性に比べて約50パーセントの妊娠率となります。40歳以上の妊娠率は、生殖補助医療技術を使っても低い状態になってしまいます。

不妊治療の進歩は目覚ましいものがありまして、ここ10数年で体外受精や顕微受精をはじめとする生殖補助医療技術により、現在、日本で生まれてくる子どもの50人に1人は、

この生殖補助医療技術による妊娠でございます。自然妊娠では15パーセントから30パーセントの確率でございますが、体外受精での成功率は20パーセントから30パーセントと言われております。以前なら決して妊娠できなかった夫婦の方にも子どもが生まれて、妊娠できる可能性は広がりました。

このことから、全国の不妊症に悩んでいる夫婦皆さんにとっては大変助かっているわけでございます。全国の不妊症のご夫婦に赤ちゃんを授かることができれば、今の現状よりも約30万人の出生数が増えると言われております。

しかしながら、一般不妊症治療では、一部保険適用となることもありますが、適用される回数には限度がございます。タイミング療法では3千円から8千円、人工授精では1万円から3万円ほどの費用がかかります。体外受精などの高度医療に関しましては、健康保険は全く適用されませんで、治療費は全額自己負担となります。そのため、高度医療費の費用は、体外受精が1回に30万円から50万円、顕微授精が1回につき35万円から60万円かかると言われており、体外受精、顕微授精は1年に1回から3回挑戦すると、年間100万円を超えてしまうという、大変な治療でございます。

1回当たりの治療費が高額だけでなく、治療にも時間がかかったり、経済的に大きな負担となるために、不妊治療を受けられないご夫婦もたくさんいると伺っております。また、結果を出せないまま治療をあきらめざるを得ないというのが現状だというふうに、回数を受けることができなくて、あきらめざるを得ない夫婦もいるということも伺っております。

そこで要旨(1)の不妊症治療についての本市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

不妊に悩み、不妊治療を受ける方が増加していますが、不妊治療は身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることで、経済的理由から治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくありません。

現在、千葉県におきまして不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っておるところでございます。

市民の方から相談がある際には、特定不妊治療費助成金申請窓口である印旛保健所を紹介しているところでございます。

○山口孝弘君

国が定めた基準の中で県が補助をしているということになるかと思えます。県の方の話は聞いていると思うんですが、八街市在住の方で高額な不妊症治療を行っている方の人数がもしわかれば、お伺いしたいのですが。

○市民部長（加藤多久美君）

国の制度は特定不妊治療費の助成で、千葉県がやっておるわけでございますけれども、千葉県下の資料を拝見しますと、八街市在住の方では、延べなのではっきりした実数ではなく、

延べ件数でいくと、25年度ベースで33件の方が特定不妊治療の助成を受けているということになっております。

○山口孝弘君

延べということ、多分、1の方が2回、3回というふうに行っている方もいらっしゃるし、1年の1回という方も中にはいらっしゃるということですね。

県の補助を受けたとしても、たしか半額でしたか、どれぐらいの補助が受けられるかという細かい数字はわかりますか。例えば、体外受精で30万円かかりましたという場合には大体どのぐらいというのがわかれば。

○市民部長（加藤多久美君）

県の助成事業の内容につきましては、給付の件については、治療内容によりですけれども、15万円、または7万5千円、最大にならない場合もありますけれども、が1回の治療につき助成されるということございまして、今回、国の方で制度の改正を26年4月1日以降やったので、年齢の制限とか、大きな問題がございまして、26年4月から若干内容が変わっているんですけれども、治療内容により15万円、または7万5千円が1回の治療につき助成されるということになっております。

○山口孝弘君

それでもやっぱりまだまだ高額だと思います。やはり1回でなかなか成功しないというのが不妊症の治療だと思います。ですので、何回も何回もチャレンジして、ようやく子どもを授かるという現状が多いと思います。

不妊症を治療するには、やはり、今言ったように、費用面の問題というところが一番のネックでありまして、本来であれば、国としてもまだまだ見直しが必要じゃないかというふう感じております。

しかしながら、全国的に見ますと、他の自治体では子ども施策の一環として不妊症治療を助成する自治体が増えてきております。県が補助しております国が定めた制度にさらに上乗せをするような形で、不妊症治療にかかる費用を一部負担をする助成制度、そして、その助成制度だけではなくて、高額な医療費がかさむということで、低利融資制度という制度を設けている自治体もあるというふうになっております。

八街市としては、今後、こういった方も増えてくると思いますし、八街市の実情を踏まえた中で、出生率が千葉県内よりもちょっと低いというような現状だったと思います。そういった意味でも、今後、こういった取り組みも必要じゃないかなと思います。このことについては、どのようなお考えか伺います。

○市民部長（加藤多久美君）

助成制度につきましては、先ほど、議員のご指摘のとおり、特定不妊治療費の助成、国制度に上乗せ、あるいは一般不妊治療の助成制度というのも一部の自治体、いわゆる不妊治療ということで、医師が必要と認めた不妊の検査や薬物療法、人工授精などの一般不妊治療にかかる医療費助成制度、例えば、都内のある区では、医療費の2分の1を助成していると。

愛知県の自治体の方でも、かなり一般不妊治療費の助成事業を行っているところはございます。これについては、助成をしていただきたいという要望の声がかなり強かったということで、助成制度を、近年でございますけれども、始めたという経過があるようでございます。

議員がご指摘のとおり、子育て、子どもを産みやすい環境とか、その中で私どもとしても検討する課題とは思っておりますけれども、先ほど言ったとおり、まだまだ私どもは直接的な要望が皆無に等しいということで、先ほど言った33件につきましても、周りの自治体から見ると、かなり低い数字になっています。例えば、富里市ですと、59件、白井ですと、62件、成田ですと3桁なんですけれども、そういう現状で、私ども直接の担当である健康管理課のほうにそういうご相談がないという現状がございまして、なかなかこの制度について検討してきたことが今までなかったものですから、今後、総合的に判断して、お金がかかることとございますので、財政的制約もございまして、今後、総合計画等の中で組む込むことが可能であれば、私どもと総務のほうで協議してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

実際は相談する窓口、印旛の方に相談するわけですから、なかなか市と関わりがないのです。だから、そういった形で要望というところまで、なかなかいかないのかなという点もあると思います。よろしく願いいたします。

次に、要旨（2）八街市で安心して出産できる場所の確保についてお伺いいたします。

前回、この質問をしてから、もう少しで1年がたとうとしております。皆さんもご承知だと思いますが、平成25年4月より、人口7万3千人いる八街市で出産・分娩ができる病院がなくなりました。非常に残念でございますが、現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年4月以降、市内で出産できる医療機関はなくなりました。妊娠届出時に出産予定施設が未定の方で、出産する医療機関についてのご相談があった場合は、近隣医療機関について情報を提供し、相談に乗っておるところでございます。

市民のためにも市内において出産できる医療機関は必要であると考え、引き続き誘致につきまして各方面に働きかけていきたいと考えております。

今後も妊娠期間中の妊婦一般健康診査の助成や、当市におきまして妊婦を対象に実施しております母親学級への参加を呼びかけ、分娩・育児等の不安の解消を図るよう努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

子育て支援やまちづくりの観点からも、これから八街に住みたいと思っている方、八街市内で出産を控えている方、あとは里帰りして八街に帰って出産を考えていた方など、これからの八街市を考えた上で、出産・分娩ができないというのは非常に大きな問題ではなかろうか

というふうに思います。

ぜひとも、今、市長がおっしゃいましたが、他医療機関とも積極的に働きかけをお願い申し上げます。私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時07分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございます。

9月議会において、今回は3問の質問をさせていただきますが、最近ではスポーツ界が非常ににぎわせております。早朝、全米オープンで錦織圭選手が、惜しくも準優勝ということでありましたけれども、今後のスポーツ界の活躍に期待を申し上げたいというふうに思う次第でございます。

質問に入らせていただきます。質問事項1、消防・防災について。

消防力の強化に向けての取り組みについてご質問をさせていただきます。

近年多発する異常気象や集中豪雨等により、日本全国各地で大きな災害に見舞われております。自衛隊はもとより、警察、消防、自治会の皆様のボランティア精神には頭が下がる思いがいたします。

そのような中、地元を守る消防団員の活躍は目覚ましく、その重要性が増しております。八街市において、各分団に消防車が配備されておりますけれども、消防団員の現在の団員数の問題や地元自治会の対応、また、これから先の八街市の人口動態など、さまざまな角度から消防車の適切な配備を進めていく必要があると思われまふ。本市のお考えをご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の各分団に整備している消防自動車につきましては、年度ごとの整備計画を立て、順次更新しております。更新する際には、現状の消防自動車を基本としておりますが、平成19年6月に改正となった中型免許制度の理由などもあるため、更新する消防自動車の規格等を地元の消防団や地元区と検討していただき、決めていただいているのが現状でございます。

昨年度では山田台区の第8分団、今年度は滝台区の第7分団が消防ポンプ自動車から小型ポンプ付き積載車へ更新することとなったものでございます。

なお、消防自動車を小型ポンプ付き積載車へ変更したことにより、動力消防ポンプの口数が1口ずつ不足することになりますが、それぞれの小型ポンプ付き積載車には水槽を積載していることや、火災発生時等の出動体制も十分とれておりますので、活動には支障ないものと考えております。

○石井孝昭君

消防庁の消防車の整備指針、これを見ますと、大体約3千人の割合でポンプ車の配備が必要だと、このようにうたわれておりますけれども、市長の答弁ですと、地域の要望に応じていくということですが、地域の要望に応じていくと、今回、8分団はポンプ車から小型、また予定されている7分団、滝台もポンプ車から小型にするという予定をお聞きしておりますけれども、人口動態等地形を考えていくと、まち中、中心部においてはポンプ車が軒並み整備されておりますけれども、市として、そのような観点から配備計画をしっかりと立てていく必要があるのではないかというふうに思っております。地元の消防団員の人数はもちろんしかりなんですけれども、それに合わせていくと、いささか地域によっては消防防災力が微弱になる、弱くなるようなところがあるのではないかというふうに思っておりますけれども、そのような適切に配備していくことに関してのお考えはいかがか、お願いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

市長の先ほどの答弁と重複するところもあろうかと思いますが、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目としまして、各分団の地域の要望ということも加味しているということでお答えをしているわけですが、これにつきましては、道路交通法上の自動車の総重量に合わせた免許取得、こういうものも十分加味しているところでございまして、将来的に、こういう形をとりますと、運転者が不足してしまうという状況は否めないところでございます。そういった問題が発生してしまうことを十分に考慮しながら、消防車両の配備をしていかなければいけないというのは認識しているところでございます。

これにつきましては消防車両の規格等、地元の消防団、また地区、地元区等のご要望、こういうものを十分に加味した上で検討した配備をしていくつもりでございまして、これにつきましても議員がおっしゃられるように、やはり、ポンプ車だったものが小型にかわってしまうということによって、消防力がどんどん落ちていってしまうということをご指摘いただいているわけですが、これにつきましても、配備計画をもちろん十分に立てていくことが適切であるというふうには考えております。

これにつきましても、消防力の整備指針の基本としまして、本市としまして、市街地の区域、それとまた準市街地の区域、その他の区域というふうに規定がされている中で、それぞれ区分いたしまして、市街地の人口3万5千873人というのが八街市として1カ所定めております。この中では動力消防ポンプ車の口数については一応充足されているというふうに認識しているところで、ただし準市街地につきましては、千人から2千人という人口設定

をしまして、現在、3カ所定めておりますが、これにつきましては、口数が1口不足しているというのが現状でございます。そういう中で不足している口数分を何らかの形で補っていかねばいけないということで、各分団の出動体制等を十分にカバーできる消防団の八街市全体の体制を整えながら、適正な配置、こういうものを見解として検討していきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

消防・防災からお聞きしますと、地元の要望が、例えば水を積んでいきたいとか、八街市の分団に関しては19分団以外はほとんど積んでいるというふうに理解していますけれども、1トン積むと、5トンを超えてしまう、900だと5トン以上だとか、このようなことをお聞きしております。

先ほどの市長答弁ですと、免許の問題が確かにあります。普通免許制度でありますけれども、現在は5トン未満は普通免許、5トンを超えて11トン未満は中型免許、11トン以上は大型免許となっています。18歳で免許を取得しても、中型免許は二十歳になるまで普通免許は取れますけれども、中型免許は2年間とれない。中型免許を取得しても3年間大型は取れないと、このように決まっています。つまり、5トン以上の消防車は、18歳で消防団に入ったとしても運転はできないという状況になっておりますけれども、そのような問題がある分団は幾つあるか、また、人数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○総務部長（石毛 勝君）

現在のところで5トン以上の車両を配備している分団、これにつきましては、今年度更新します7分団を除きますと14個分団でございます。5トン以上の消防自動車を運転できる消防団員、これにつきましては、現在のところ、免許証の確認をしている状況がなく、把握をできていない状態でございます。これにつきましては非常に事務局としても重要な問題でございますので、早い時期に各分団に免許証の確認をさせていただいて、各分団で5トン以上を運転できる免許を取得しているものがどのぐらいいるかを掌握していきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

地元では、18歳で入った子が火事で機庫に駆け付けたときに、消防車の助手席に乗ってもらっていたと、先輩が運転するのを待っていたという状況も実際お聞きしています。ですから、非常に時間的にはもったいない部分もあるし、その精神には敬服いたしますけれども、その辺は市としても、今現在の段階で把握をしていくべきかなというふうに思っております。

それで、最近の警視庁の報道によりますと、免許制度の区分を見直そうという動きがあります。総重量3.5トンから7.5トン未満の車の免許を新設すると。これは来年度の通常国会、道路交通法の改正を目指すということで、報道が一部ありましたけれども、これは基本的にはトラック業界からの要望が非常に強くて、高校を卒業して、すぐ運転できない人かたくさんいて、雇用に困るというような中で出てきたみたいですがけれども、くり返しになりますけれども、今後、適切な消防車の配備計画をしっかりと立てて進めていただきたいという

ふうに思う次第でございます。

続いて、第16分団における全国消防操法大会出場のための応援協力体制について質問させていただきます。

去る7月26日にとり行われました、千葉県消防操法大会において小型ポンプの部で八街市第16分団が見事優勝し、全国大会出場の切符を手に入れました。消防の甲子園とも言われる全国消防操法大会出場は、操法経験者が一度はあこがれる大会でもあり、16分団はもとより地元西林地区及び八街市の喜びでもあり誇りでもあります。

団員においては、仕事・生業の傍ら、操法練習に励んでこられ、他の分団の協力をいただいた中の喜びであります。ぜひとも全国優勝をしていただけるよう、頂点を目指して頑張っていたいただきたいものであります。

さて、全国大会ともなると、千葉県代表というわけでございますから、八街市内は必然ですが、千葉県また全国とのさまざまな外交とのお付き合いをして、情報収集や応援協力体制を構築していかなければなりません。

ここで聞きいたします。第16分団における全国消防操法大会出場のための応援協力体制についてご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

16分団は、さきに行われました第50回千葉県消防操法大会で優勝し、本年11月8日に行われる第24回全国消防操法大会に出場することになっております。

この全国消防操法大会の出場につきましては、平成5年に出場した第8分団以来、22年ぶりの出場となります。全国消防操法大会に出場する第16分団に関しましては、万全な体制で大会に臨めるよう、市としましてはできる限りの応援体制をとりたいと考えております。

予算面といたしましては、操法訓練用諸費用や、分団に交付する補助金につきましては、早急な対応が必要となりますので、これらに要する予算88万4千円は予備費で対応させていただき、今回の9月議会に操法大会に係る経費として、総額153万1千円の補正予算を組み上程させていただいているところでございます。

また、公益財団法人千葉県消防協会や千葉県消防学校からも訓練指導教官を派遣していただくなど支援をしていただいております。佐倉市八街市酒々井消防組合におきましても、印旛支部消防操法大会、千葉県消防操法大会から引き続き訓練指導教官を派遣していただいているほか、照明車を貸し出してくれるなどバックアップ体制をとっていただけるとのことでございます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。

16分団といえば西林ということですがけれども、地元議員の中田議員、丸山議員にもご理解をいただいて質問させていただいております。

この50回大会という記念すべき全国大会という節目の大会ということですがけれども、1

53万1千円の予算を組んで、今回補正に充てられていただいておりますことは感謝申し上げますというふうに思います。

全国大会という、昭和59年に25分団、砂区が全国の準優勝、59年には上砂26分団が全国優勝、61年には3分団が全国優勝ということで、当時は可搬型ポンプ、今の逆でしたけれども、今回、可搬小型ということであります。平成4年以来の22年ぶりの全国大会出場ということでありますので、本当に地元の皆さんは盛り上がり、また応援体制を築かれているというふうにお聞きしておりますけれども、当時の先輩の方々にお聞きしますと、約1千万の予算を組んで全国大会に当たったとか、東金市にお聞きしますと、約2千万円の予算を組んだとか、そのような大きな単位ですけれども、そのぐらいかかるんだよというようなことかもしれませんけれども、地元なり市町村なりが協力した中で、大金がかかる中の出場だということで応援をされたということでもあります。

地元の分団だけが八街市の代表ということでもありますけれども、千葉県の代表ということでもありますので、地元の16分団だけではなくて、八街市の消防本部、また消防委員の皆さん、また組合議員の皆さんも含めて、過分ないろいろな負担がかかるかなというふうに理解しております。八街市としての代表でもありますから、市の本部が他の全国の消防本部なり千葉県の消防本部、また近隣の管内の消防本部、またプロパーの消防署の皆さんとの兼ね合いの中で、さまざまなご負担がかかっていくと思いますけれども、具体的に本部に対しての応援体制はどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、もう既に県の消防学校からの教官も指導にいらしていただいたりしている状況がございます。また、防災課のほうには近隣市町等も激励に見えるというような情報等も既に入ってきてございます。その中で団本部、また消防委員さんにつきましては、非常にお忙しい中を、その際に駆け付けていただいて、ご挨拶等もしていただいているという状況がございます。

そういう中で、過大な個人負担がかからないように、市としましても、本当に最低限のご援助というような形になろうかと思いますが、やり方の問題ももちろんあるかと思いますが、その辺のところは団本部の皆さんと十分協議をして、応援を形としてきちっととれるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

目に見えない負担が結構あるように思われています。ですから市を挙げて、そのような体制を、当日はもとよりですけれども、ふだんから声をかけて、本人たちもすごいやる気がある、「全国大会をとるんだぞ」ということで頑張っておりますので、応援体制を築いていただきたいというふうに思う次第でございます。

質問事項2に移らせていただきます。公務員倫理についてご質問いたします。

近年、マスコミ等さまざまなメディアにより自治体や公務員個人の不正が取り上げられて、

行政全体や職員に対する不満の声や信頼の低下が見受けられます。

市民の信託を得て職務を執行する公務員として、自らの倫理観を再点検するとともに、八街市全体の公務員倫理向上に向けて継続的に取り組む姿勢が必要であります。

これまでの取り組みと今後の計画を質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市職員は、公務員が市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から付託された公務であり、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くことのないよう、また、公務に対する市民の信頼を確保するという心構えを常に持つことが必要であると考えております。

公務員倫理の向上に向けた取り組みとしましては、新規採用職員に対しまして、毎年4月当初に行っております4日間の新規採用職員研修の中で、倫理に対する意識を向上させるため、公務員に求められる倫理についての研修を行っております。

この研修の講師は、副主幹級の職員が毎年かわりながら行っておりまして、この講義のために、事前に千葉県自治研修センターが実施しております「J K E T指導者養成研修」に参加しており、公務員に求められます倫理・規律、望ましい職場風土の形成のための必要な知識・態度、また正しい指導技法を取得するようにしております。この研修に参加することで、講師となる職員も公務員倫理について再認識することができると考えております。

また、全職員に対しまして、随時、綱紀の肅正、交通法規の遵守などについて通知を行い、厳正な服務規律の確保に努めているところでございます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。

公務員としての服務規律ということでご答弁いただきましたけれども、日本国憲法では、公務員を全体の奉仕者と位置付けております。これを受けて地方公務員法では、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること。また、全力を挙げて職務に専念することを服務の根本基準に定めております。

八街市の職員研修規定、これは24年4月1日施行ですけれども、この中では、総務部総務課長は、39条3項の規定により基本的な方針及び研修実施計画を作成するというふうに定めております。

八街市の職員の服務規定第2条の中に服務の原則が定められておりますけれども、ほかの自治体の中では、職員倫理条例、これは千葉市で作られております。制定やコンプライアンス委員会の設置などに加えて倫理向上のための意識啓発、また研修等、多岐にわたった取り組みがなされております。

今後も全体の奉仕者としての責務を常に忘れない高い倫理観を個々の職員が持つことが重要であり、そのためにも継続的、また計画的な倫理向上策の実施が必要であると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

ただいまのご質問につきましては、私ども公務員として当然常に心の中に持っていなければいけない状態で勤務するというのが原則というふうに考えております。

職場内部の組織としまして、コンプライアンス委員会等の立ち上げ、これにつきましては、現在、私どもはまだ取り扱っていないわけですが、千葉県におきましても、コンプライアンスの指針等を策定いたしまして、職員への啓発等も行っているという状況もございます。

職員が職務を遂行していく中で、いろいろなこともございます。単純な、言葉がよろしいかどうかわかりませんが、不注意から事務処理を誤ってしまうケース、また、個人情報が出てしまう、また、法令等の解釈・運用、結果といたしまして市民にご迷惑をかけてしまうような場合、いろいろと事務をやっていく上で、そういった状況が発生しているのは事実でございます。こんなことがというようなことが実際起きてしまう実態としましては、やはりふだんからの公務員としての、今おっしゃられたように、倫理をきちっとした形で受け継いでいかなければいけない。やはり先輩がこの辺をきちっと見て、なおかつ指導していくということもありますので、こういったところにつきましては、研修を、市長答弁にもありましたが、今は新規採用職員にまず倫理研修を行うということとどまっておりますが、やはり、職に合わせた公務員としての規律、こういうものを徐々に、立場上の規律の考え方ももちろんありますので、そういったところも含めまして、研修等を十分にしながら、公務員それぞれが一人ひとりが、そういう気持ちを常に持つということを考えていかなければいけないというふうに思っております。

今後につきましては、今、ご提案がございましたコンプライアンスにつきましてはの指針等を作りながら、また委員会等も今後研究して検討した中で、作る必要性があれば作っていきたいということです。

○石井孝昭君

誰も悪意を持って過ちを犯すというのは殊のほかですけれども、やはり、一生懸命やって、例えば失敗することは人間ですから誰でもありますし、善意をもってやる中にも、尊いこともたくさんありますけれども、過ちの中でも、例えば、アウン・サン・スー・チーさんはこう言っていますけれども、「過ちを認めないことが本当の過ちだ」というふうに言っています。

市全体においても、管理職、班長、また一般職員それぞれの階級、立場の中で、階層、職層に応じた啓発研修や倫理向上の意識を高める工夫を構築していただいて、全体に不正や過ちの隠ぺいなどの行為を犯さない機運を高める必要があるというふうに思います。

先ほど、コンプライアンス委員会等、また一定の規律を部長としてお作りになる必要があるというふうに申されておりました。その中で、法令遵守というのは公務員倫理における最低限の行為ということになりますけれども、公務員も人間であることから、単純なミスや認識不足から過ちを犯してしまう場合もあります。確信的な不正行為、あるいは認識のある過失は当然許されるものではないというふうに思います。仮に職務の執行において認識のなかつ

た過失でありながら、他人の権利、または法律上保護される利益等を侵害する法令等に反した過失を起こした場合、あるいは過去の業務にそのような事実を発見した場合、職員はどのような姿勢、心構えでその事実、過失に向き合うべきか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ただいまのご質問の中で、私も先ほどご説明をしなければいけなかったところがあるのですが、事務処理と、また法令の解釈の間違い等で、当然、市民の方々にご迷惑をおかけするケースが発生した場合には、とにかく早急に上司に報告し、なおかつ、最終的に市長にその状況を報告した上で、速やかに対応するということが必要であるというふうに考えています。

これにつきましては、日頃から綱紀の粛正と同様に、部課長会議、または庁議等でも職員への指導を管理職にはお願いをしているところでございます。何らかの不手際等があった場合には、速やかに解決策、また市民への説明、これがイの一番で必要であるというふうに考えてございます。

その中で、当然、今、ご質問がありましたように、過ちが市民に対しましてかなりの重圧であるというふうなケースも中にはあろうかと思えます。そういったときの責任問題としましては、市としまして、市民の方への説明責任、またはご理解をいただける範囲、もちろんいろいろとさまざまではございますが、そういった市としてきちっとした対応をとった上で、その職員が犯した間違いの度合いをきちっと分析をしまして、市としても懲戒処分の基準等ももちろん作ってございます。これに該当するかを的確に判断していきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

職員の皆様にはさらに倫理の向上とスキルアップに努めていただいて、本市の発展のためにさらに寄与していただきたいという観点から質問をさせていただきました。

それでは、質問事項3、財政問題に移らせていただきます。

質問要旨1、財源確保に向けての取り組みについてご質問いたします。

第二次安倍政権が9月3日に発足いたしました。経済再生、地方創世を第一主眼に置いた政権とも言えると思います。国では国税の徴収状況が上向いてきている状況でございますが、八街市でも市税の徴収は極めて重要な財源であり、地方創世を掲げる安倍政権には期待を申し上げたいというふうに思います。

毎年、八街市が予算を組むにあたり、歳入の根幹を占める市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の徴収状況の向上は喫緊の課題であると同時に、歳入歳出のバランスの中でも国からの地方交付税交付金と緊密な関係があります。

そこでお伺いいたします。市税等の収納状況についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度の市税全体の調定額は90億2千117万1千円で、前年度と比較しますと5千482万8千円、率にして0.6パーセント増となっており、収入額につきましては7

0億5千893万1千円で、前年度と比較しますと1億659万円、率にして1.5パーセントの増となっております。

収入歩合につきましては78.2パーセントで、前年度と比較しますと0.7ポイントの増となっており、現年課税分と滞納繰越分に分けて比較しますと、現年課税分が95.4パーセント、前年度比0.1ポイントの増、滞納繰越分が14.2パーセントで、前年度比0.8ポイントの増となっております。

次に、税目別の収納状況につきましてご説明いたします。

市民税につきましては、調定額43億7千317万5千円、収入額34億6千968万2千円、収入歩合は79.3パーセントで、前年度と同率となっております。

固定資産税につきましては、調定額36億2千478万5千円、収入額26億5千566万4千円、収入歩合は73.3パーセントで、前年度と比較して1.3ポイントの増であります。

都市計画税につきましては、調定額1億5千996万1千円、収入額1億1千579万2千円、収入歩合は72.4パーセントで、前年度と比較しまして1.1ポイントの増であります。

軽自動車税につきましては、調定額1億9千748万7千円、収入額1億5千203万円、収入歩合は77.0パーセントで、前年度と比較して0.8ポイントの増であります。

市たばこ税につきましては、調定額、収入額とも6億6千576万3千円で、前年度と比較しますと6千612万4千円の増であります。

特別土地保有税につきましては、調定額、収入額ともにゼロとなっております。

また収入歩合を現年課税分と滞納繰越分に分けてみますと、現年課税分は個人市民税が同率であるものの、その他の税目は全て前年度より増えており、滞納繰越分も全ての税目で増となっております。

平成25年度の国民健康保険税の収納状況につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合計した調定額は51億1千437万6千円で、前年度と比較して2億3千396万9千円、率にして4.37パーセントの減となっております。収入額は25億5千7万8千円で、前年度と比較して1千27万9千円、率にして0.40パーセントの減となっております。

現年課税分と滞納繰越分に分けて比較しますと、現年課税分が84.03パーセントで、前年度比0.03ポイントの減、滞納繰越分が16.44パーセント、前年度比2.14ポイントの増となっております。

○石井孝昭君

全てとは言いませんけれども、各税目の中では伸びを示しているというふうに、経済の好転も含めた中で経済再生の中で好転の兆しが見られるというふうに思います。

八街市の収納状況については、市長の報告どおりでございますけれども、②に移らせていただきます。

市税等の徴収強化における現状と取り組みとについてご質問させていただきます。

公租公課の原則として市税の安定的な財源を確保していくということが極めて重要でございます。八街市として、最近ではさまざまな形で徴収強化に取り組んでおります。具体的に市税等の徴収強化における現状と取り組みについてご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁申し上げます。

市財源の根幹をなす市税収の確保が極めて重要との認識のもと、市税及び国民健康保険税の徴収対策の強化及び徴収率の向上を図るため、平成20年9月に市税等徴収対策本部を立ち上げ、全庁的な取り組みを進めており、これまでコンビニ収納の導入、日曜開庁、夜間窓口の設置、インターネット公売の実施、検索の開始、全庁的な職員応援による出納閉鎖前の1カ月間の集中滞納整理の実施、千葉県滞納整理推進機構との共同滞納整理の実施、多重債務者を対象とした弁護士無料相談の実施、財産調査専門職員による財産調査、さらには悪質滞納者に対する財産差押えの強化など、さまざまな施策を実施しております。

平成25年度からは、安心して便利な口座振替の周知と加入促進を図るため、「八街市市税口座振替新規加入促進キャンペーン」を実施しております。

また、高額滞納事案の対応強化といたしまして、県への地方税法第48条による徴取引継を実施しており、平成25年度におきましては、個人住民税滞納者19人、税額3千844万4千12円の対象事案に対しまして469万1千910円の徴収実績があり、今年度も徴取引継事案として対象者34人、対象税額5千336万5千1円を提出しております。

なお、今年度、県の特別徴収対策本部会議の中で個人住民税の特別徴収の強化が決定され、県と市町村とが連携して、周知徹底な取り組むこととなりました。

今後におきましても、徴収対策本部におきまして、決定された施策を確実に実施いたしまして、徴収の強化を図り、市税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

お聞きします。現年度分の徴収状況と滞納繰越分の徴収状況の具体的な伸びはどのぐらいでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

先ほどの市税の収納状況におきましては、前年度との比較をさせていただきました。ここで伸びということがございますので、どこかと比較をさせていただきたいと思っております。

北村市長が就任されました平成22年度と昨年度25年度を比較させていただきますと、平成22年度に現年度分が、市税でございますが、94.1パーセント、25年度につきましては95.4パーセントでございます。1.3ポイント伸びております。また、滞納繰越分につきましては、22年度が12.8パーセント、25年度の滞納繰越分は14.2パーセント、1.4ポイント伸びている状況でございます。

また、国民健康保険税につきましては、平成22年度の現年課税分の収納率は77.7パーセント、これに対しまして25年度の現年度分は84パーセント、6.3ポイントの伸びでございます。また、滞納繰越分は22年度が13.3パーセントに対しまして25年度の

滞納繰越分16.4パーセント、3.1ポイント伸びている状況でございます。

○石井孝昭君

今、ご答弁をなぜいただいたかというのと、また後の質問で、その辺をご質問させていただきたいと思っております。

市長就任以来、大変強化を図って、市税等が徴収状況が伸びていることは本当に喜ばしいことだというふうに思います。

答弁の中で、千葉県の県税特別徴収対策本部、これが設置されまして、前からあったんですけれども、改めて設置されて、8月22日から来年の3月31日まで強化実施期間ということになって、県としても取り組んでおります。25年度、千葉県は308億が取れなかったということで、それだけのものの徴収強化を図るということでありまして、自動車税に関しては県直接でありますので、県としては4段階の差押処分をしていると。第1段階としては給料の差し押さえ、2段階としては預貯金、そして第3段階としては生命保険で、第4段階としては自動車そのものを押さえると。

八街市においては、国保を入れた4税の差押処分に向かう段階は、どのような手順で踏んでいるのか、ご質問いたします。

○総務部長（石毛 勝君）

差し押さえに至るまでの事務処理ということでご答弁させていただきますと、まず、納税通知書が出まして、納期がございます。納期内に納付されない方につきましては、各税目で納期限後20日以内に督促状をこちらからお出しするということとなります。

その後、督促によりまして、それから納付していただける方はもちろんいいわけですが、督促状を受けてから、その督促状を発した日から起算をしまして10日を経過した日まで徴収期限を完納しないときには、滞納者の財産を差し押さえなければいけないという規定がございます。こういうことを遵守しながら、納税の催告をいたします。これにつきましては、督促しても完納されない場合に納付を促すためにこちらに文書としてお出しすることとなります。

納付を求めます書面が納税催告書であるということで、その催告につきましては税法の根拠規定がなく、民法の153条の催告に該当するというふうに理解しております。ここで6カ月以内に差し押さえ等をしなければ時効中断の効力は生じないということで、その結果、それでも納付されないという場合には、差し押さえの予告をいたしまして、何らかの物件を差し押さえるというような段取りで動いております。

○石井孝昭君

段を追ってされているというのがよくわかりました。

市では市民税ということですが、県では県民税ということになります。市県民税とよく言いますが、市が県にかわって収税しているということになりますけれども、平成25年度の配られた決算書の35ページに、県民税徴収取扱費交付金、約1億864万幾らとあります。この詳細を見ますと、納税義務者数は八街市民3万4千620人に対して交

付されているのが1人3千円頭で交付をされているというふうにお聞きいたしました。これは一人頭の手間賃が3千円だと。八街市が県にかわって手間賃3千円をもらっている中の人
数割りということで、約1億円以上が県から交付金として返ってくると。

この下の案分率を見ますと、その案分率に従って税目、金額が増えるわけですが、
県民税全体だと、約45億円の税金を市が県にかわって納めていて、その交付金が市に来る
のですけれども、これは市税が増えると、今、70億アッパーということで、市長の答弁で
したけれども、これが80億、90億に市税の歳入が増える、案分率が広がるはずなんです。
ですから、案分率が、枠が広がるということですが、市税増収の中で市県民税の取り
扱い、そして市税を、歳入を増やしていくということに、今後も努めていただければ、
その枠が広がるというふうに理解しておりますので、努めて、これからもお願いできればと
いうふうに思う次第でございます。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

市税等の適正かつ公正な課税の取り組みについてご質問させていただきます。

課税客体である市税等につきましては、本市といたしまして、適正かつ公正な課税を徴収
することが地方税法で義務付けられております。

本市の具体的な市税等の適正かつ公正な課税の取り組みについてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人市民税につきましては、納税者本人の確定申告書、会社からの給与支払報告書、年金
機構等からの年金支払報告書に基づきまして課税いたします。

確定申告書等の提出のない方につきましては、毎年9月に申告書を提出するよう申告の督
促を行い、未申告者の解消を図っているところでございます。

また、確定申告書等により扶養控除とした親族については所得調査を行いまして、一定以
上の所得があるため扶養ができないことが判明した場合、市県民税の税額更正を行い、これ
によって所得税の税額修正の必要が生じた場合には、税務署への資料提供を行っているところ
でございます。

法人市民税につきましては、国税である法人税申告書をもとに課税しており、法人市民税
の未申告者につきましては、県税事務所からの税額通知に基づきまして課税しているところ
でございます。

固定資産税・都市計画税につきましては、まず、土地分については、固定資産評価基準に
よりまして、正常売買価格を基礎として不動産鑑定を行い、地目別に定められた評価方法に
よって評価いたします。家屋分につきましては、個々に家屋調査を行い、使用されている材
質、仕上りの程度等をもとに評価いたします。土地の地目変更是正や家屋増改築課税漏れ
等のないよう現地調査や航空写真を活用いたしまして、さらに農業委員会からの農地転用状
況の把握、都市計画課からの建築確認申請の情報収集等により、課税の適正化に努めている
ところでございます。

市たばこ税につきましては、たばこの消費者に課税されるもので、たばこの販売額に含まれております。したがって、日本たばこ産業や卸売販売業者が小売店などに卸す段階で既に徴収しており、日本たばこ産業等からの申告納付になりますので、課税漏れ等はございません。

軽自動車税につきましては、排気量が一定以上の二輪車や4輪軽自動車につきましては、千葉県千葉運輸支局や軽自動車検査協会に登録するため、その登録申請書の写しが市に送付されることによって、軽自動車税を課税することになります。

また原動機付自転車等の排気量が小さい車両につきましては、市役所におきまして直接登録申請を行います。いずれもナンバープレートの装着がなければ公道を走ることができませんので、課税漏れはないと考えております。

以上のとおり、適正かつ公正な課税に取り組んでおります。

○石井孝昭君

今までの収入、歳入の枠組みを大きく広げていくという観点で質問をさせていただきたいと思っております。

今まで歳入として考えていた固定資産税、これは建物、土地、そして償却資産ということに重立ったものはなると思いますが、決算書を見ても、償却資産の項目が幾らで、どのぐらいの歳入があるということが出ていないので、まず、わかりにくい点が多々あると思っておりますけれども、固定資産の償却資産に触れてみたいというふうに思います。

固定資産というと、土地、家屋ということになりますけれども、全国的に見ると、土地が4割、建物が2割、償却資産が2割という収納状況になっております。固定資産税の中の償却資産は地方税法341条第4号で、土地及び家屋以外の事業用に供することができる資産であるとあります。

同じ固定資産税でも、償却資産が土地や家屋と大きく異なる点が2つあります。1点目は、事業の用に供されている必要性があるということ。2点目は、土地や家屋のように登記制度がないということでありまして、償却資産は申告制であるため、過少申告、あるいは未申告により課税が行われているか疑問であります。

八街市の中で償却資産の納税申告書の送付件数及び申告件数はどのぐらいでしょうか、ご説明をお願いします。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

償却資産につきましては、ただいま議員さんもおっしゃいましたように、地方税法で規定されているところをごさいますて、償却資産の免税点というのもございますて、これは150万円と定められております。

そこで本市の課税件数、調定額等につきましてお答え申し上げますと、25年度の決算におきましては、申請件数が1千175件、調定額につきましては4億85万9千円となっております。

○石井孝昭君

償却資産は150万円という免税点ということですが、課税客体件数、個人、法人、個人ありますし、法人もありますけれども、及び調定額の把握はされていますでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

調定額の内訳ということでございますか。

○石井孝昭君

総額でいいです。

○総務部長（石毛 勝君）

総額ですか。調定額としましては25年度で4億85万9千円でございます。

○石井孝昭君

私が言いたいのは、今現在あるものはその金額ですが、まだ、さまざまに償却資産の現状を把握されていないのではないかというふうに思っております。現地調査を地方税法で義務付けられていますけれども、408条で現地調査、現状、八街市ではどのようにされているか。この辺についてご質問させていただきたいと思っております。各事業とか、例えば各会社とかあります。国の資料の中では、耐用年数50年というのがありますし、数年というものもありますが、それは多岐に及ぶと思っておりますけれども、現状調査に関してはいかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

失礼いたしました。

課税の現状としましては、あくまでも申告をされたものについて課税をしているという状況でございます。償却資産の課税につきましては、事業系のもの、また個人での農業系、例えば農業の機械ですとか、そういうものも含まれてくるものと思われま。

こういった中での申告外のものについての調査というのは、現状としましてできていない状況でございます。そういった中で、地方税法で規定されている償却資産につきましては、所在、数量、取得価格等については申告をしなければいけないという基準がございますが、この検証はやはり市としましてもしていかなければいけないのではないかというふうには感じております。

これにつきましては、現地調査、また、税務署への法人ですと法人税の申告をしておりますので、その閲覧等をしながら、適正な申告の確保と、また、未申告者の解消のためにも、最も有効な手段というふうに考えているところでございまして、こういった中で十分職員の研修等も行いながら、償却資産の現地の調査を含めたり、また税務署等の調査等もしていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

土地や家屋と違って登記制度がないということで、資産そのものの多くが建屋の屋内に存在していることが多いというふうに思います。

今の答弁ですと、例えば、農業経営者の方では、軽トラックとかトラクターは税金を払っ

ていますから、そのものは償却資産に含まれないというふうに思いますけれども、例えば、精米機とか、大型のそういった機械というのは償却資産に含まれる可能性があるというふうに理解しております。

この実地調査において、外観調査のみでは全ての資産を把握することがなかなかできないという特性があって、非常に困難というふうに言われていますけれども、例えば、先月、質問させていただいたヤードとか、そういった中の施設内の機械とか裁断機やプレス機なんかも償却資産に含まれるのかなど。経営者が日本人ではなくても、それは課税していく責務があるというふうに思う次第でございます。

部長の今の答弁ですと、所得税における減価償却費の詳細は成田税務署となるということですが、本市の職員である徴税吏員が国税資料の閲覧ができるということになっていきますけれども、この辺の実施も私はすべきじゃないかなというふうに思います。現年課税分3億9千800万円の収納状況ですし、調定額では5億に迫る金額のものが、現状実施していくと、恐らく3倍、5倍ぐらいに税収が広がるのではないかとというふうに、私は見ております。近隣の佐倉市でも始めましたし、近隣の市町村でも最近償却資産、職員の現地調査、また税務署で閲覧をして、閲覧した資料をもって会社に伺う、それは検索、検索できるわけですから、徴税吏員に関しては、そういった対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおり、税務署に出向いての閲覧、これにつきましては、法人としますと、本社のある場所の税務署に申告をされるということになります。こういったことで多岐にわたるわけでございますけれども、そういったものも含めまして、逆に事業者にも申告内容の、例えば書類を、写しを提出していただくとか、そういった方法もあるのではないかとというのは担当とお話をしたところでございます。

そういったことも含めまして、職員がまずは実際に実地検証をした中で、これが本当にどのぐらいの償却資産の価値があるのかというのを、全くわからない人が行っても話にならないと思います。県の方の償却資産についての研修等も行われている中で、また、市の職員が県の方に研修生として行っている中で、当然、県の方も償却資産の、大型事業者でございますが、そういったところの実地検証等をやる職務もございまして、そういったところへの研修生の派遣ですとか、そういうものも含めまして、徐々にではございますが、職員の体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（林 修三君）

それでは、質疑中ではありますが、昼食のためしばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午後 0時05分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

初めに報告します。小山栄治議員より一般質問するにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

傍聴されている方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、質問を再開いたします。

○石井孝昭君

午前中に引き続きまして、午後の質問に移らせていただきたいと思います。

午後になりまして、議場が非常に華やかになりました。とても緊張感が増して、さらにその緊張の上に質問させていただきたいというふうに思う次第でございます。

先ほどの質問の中では、固定資産税の償却資産の質問でございましたけれども、登記制度がないということの中で、資産を把握していくことがとても大事、そして、実地調査を行っていくということ、この決意も部長から一旦伺いましたけれども、成田税務署による国税資料の閲覧が八街市の徴税吏員もできるということでありますので、徴税吏員における国税資料の閲覧をしっかりと努めていただきたいと思いますというふうに思います。

他の市町村によっては、償却資産を導入して調査を始めて、約数億、5億、10億、税収が上がったというところの実態もお聞きしております。

その実地調査、そして国税資料の閲覧、これはどのようにしていくのか、今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

午前中のご質問でも若干お答えしたところでございますけれども、償却資産につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたように、中に入ってしまうものでございまして、外からはなかなか判断がつかないという部分もございます。あと、法人につきましては、ご質問いただいているように、法人税の申告をする上で、本店のある税務署の方に出されているわけでございますので、税務署の方に出向きまして閲覧をすれば、償却資産等の詳細はわかると言われたのは事実でございますので、職員の今現在の体制で行っている課税業務プラスそういった法人の税情報を閲覧してくるということで、若干の人的な配置等も今後考慮しなければいけないというのは思うところでございますが、やはり、税の増を見込むには、一番償却資産というのが、今、考えなければいけないところだというふうに考えております。これにつきましては、前向きに私どもの方も取り組んでいくように検証していきたいというふうに思っております。

○石井孝昭君

前向きなご答弁、ありがとうございました。

ほかの市町村によっては、免税点以下、150万円以下の償却資産に関しても、全て報告義務を課しているところがあります。償却資産台帳を作って、その辺の整備を今後努めていただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

最後の質問に移らせていただきます。

財政問題、財政確保に向けての取り組みの第4番目、債権管理条例制定に向けた考え方についてご質問いたします。

近年、公金である債権を一元的に管理している自治体が増えてきております。徴収率や徴収額については、先ほどのご答弁のように、平成20年9月に立ち上げました八街市徴収対策本部の設置により一定の成果があらわれていることは高く評価したいと思います。納税課の職員の皆様をはじめ、収納に当たられている徴収業務に携わっている職員の皆様に敬意を表したいというふうに思う次第でございます。

しかし、本市の中では、公金を管理にする上で、公会計と私会計があり、市が一括徴収していく公金管理制度がありません。公金の公平性・透明性を確保していく観点から、市債権となる現年度徴収分・過年度徴収分を一括管理できる役所の体制整備が求められます。

その体制整備の延長線上に債権管理条例が必要になると私は思っております。債権管理条例制定に向けた本市の考え方についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度における税と他の公金を一体的に徴収する組織についての県内の状況といたしましては、債権回収を一元的に行う課を設置している団体は、54市町村中、船橋市など5市、課は設置していないが、室・班・係を設置している団体は、成田市、四街道市など10市町となっております。

昨年3月議会での一般質問などでご答弁いたしました。市では納税課を設置した平成17年7月に国民健康保険税についても、あわせて徴収する組織体制を図っており、窓口や非常勤特別職である収納補助員の収納項目に介護保険料や後期高齢者医療保険料を加えるなど、一部ではありますが、税以外の収納にも対応しているところでございます。

市の財源確保、市民に対する公平・公正を図る上でも、市債権の一元的な管理・徴収の有効性につきましては認識しておりますが、これらを実施することとなりますと、債権回収に係る専門的な人材の確保、人的な配置など、組織の見直しも必要であります。

また、本市の税収納状況が、わずかながら改善してきたものの、まだまだ不十分な状況の中では、まずは市税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

債権管理条例につきましては、引き続き調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

必要性は感じているということで、市長の答弁をいただきました。

5つの市で債権管理課、10の市町で債権管理室を組織しているということでもあります。他の市町村でもいろいろな手を打って債権の管理に関しては試行錯誤しております。やはり行き着く先は債権管理班、また債権管理室を作って組織を整備していこうと、また、組織を整備しているという市町村が増えてきております。

このたびの国保の25年度決算は84.03パーセントという決算内容でございました。平成24年度は国保は84.07、23年度は84.02、市長が就任されたときは77.7パーセント、その前は77.2パーセントということで、徴収対策本部の設置より5年をかけて国民健康保険税は数ポイント上がりました。この3年間で84パーセントを前後しております。ここまで徴収率が国保に関しては上がったと。市税に関しては、昨年より税金も上がって、軽自動車、たばこ税も多少上がったと。たばこ税に関しては税制改定がありましたから、その分、税率が上がりましたけれども、今後の歳入における債権の管理に一層踏み上げが必要と思われましても、現在では国保に関しては84パーセントが頭打ちだと。この状況をさらに踏み上げていくには、どのように、また、どのような組織、また、どのようなことに手を打っていくことが重要かということが、とても大切かというふうに思います。

この状況をさらに前に進めていくには、本市として、どのような手段をまずお考えになっているか、徴収対策本部の本部長、副市長にお聞きしたいというふうに思います。

○副市長（榎本隆二君）

それでは、お答えいたします。

市税収入の確保につきましては、健全な行政運営を維持していく上で非常に重要な課題であるというふうに認識しております。

国保税の関係、現年分、84パーセント程度で横ばいというか、頭打ちというお話でございました。これにつきましては、徴収対策本部の中でこれまでも実施していることでございますけれども、やはり、いろいろと国保に限らず、口座振替納付の推進であるとか、日曜開庁、あるいは夜間相談窓口、そういったところでの収納相談業務、それから、納付意識の低い悪質滞納者に対しては財産調査とか、実態調査、差し押さえ等、そういった滞納処分を実施していく、また、期間を定めた集中滞納整理等も、市あるいは市外にも実施をしておりますけれども、そういったような取り組みを継続して時間をかけて実施していくことが重要なことというふうに感じております。

先ほど、国保については頭打ちというようなお話でございましたけれども、全体的な傾向といたしましては、収納率は年々向上しているような状況でございます。25年度の現年過年度分を合わせた収納率は、市税が78.2パーセント、国保税が49.9パーセントということでございまして、これは市税徴収対策本部を立ち上げました20年度以降でいきますと最高という形の数値になっております。

しかしながら、先ほど、市長からの答弁にもありましたように、他市町村と比べますと、まだまだ低い状況ということでございまして、現時点におきましては、市税徴収対策本部を

中心に、まず市税収入の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

債権管理条例につきましては、先ほど、これも市長答弁にございましたけれども、市債権の一元的な管理、徴収を図っていくという有効性、効率性については、十分認識しているところですので、既に導入している他の自治体の状況等も踏まえて、引き続き調査・研究してまいりたいと、このように考えております。

○石井孝昭君

今年滞納繰越の徴収が非常に伸びました。納税課に行きますと、真ん中の班が滞納繰越を整理されています。私は、滞納繰越班というのは基本的には債権管理班と同じような意味合いがあるのかなというふうに思いますけれども、その辺の一元管理できる役所の体制ができれば、それはそこから進められるのではないかとこのように思います。

先ほど、石毛部長の答弁にもありましたとおり、課税と納税というのは表裏一体だということに理解していますけれども、先ほどの償却資産の話ですけれども、今年、県の方に職員を出向されていると、勉強して帰ってきて、それを市に活かすということですが、それを納税に活かすためには、やはり、そのような一元的な組織整備が必要かなというふうに思っております。

それで、滞納繰越は基本的には5年ということの時効を迎えますけれども、調定額が基本にかさんでおりますけれども、基本的に調定額を下げるには滞納繰越を進めるか、損切りをするかということになりますけれども、滞納繰越をあきらめるポイントはどこにあるか、部長にお聞きしたいというふうに思います。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおり、5年という期間がございます。しかしながら、その前の段階で納税者との交渉等によって、分割納付、いろいろとその中の手続の中で5年という期間は延びていくわけですが、滞納繰越分をもちろん減らすと、調定額を減らしていくということは、当然のごとく率としては上がってきます、収納のですね。しかしながら、私どもで考えているのは、率はもちろん後からついてくるものでございまして、まず、財政的に考えますと、収納額をまず確保しなければいけないというふうに考えています。

その中で滞納繰越分の取り扱いというのは、非常に慎重に扱わなければいけないこととございまして、過去のを徴収するということは、その段階においての経済状況ですとか、また、ご本人の仕事の状況ですとか、そういったことの原因が加味していますので、そういったところを十分調査した上で、これが不納欠損として対応すべきものかというのは、もちろん現状の生活状況等も含めまして、慎重に検証した上で不納欠損処理もしていかなければいけないというふうに考えております。

○石井孝昭君

滞納している方が、お支払いしますよと意思があれば、その時点で時効の中断になるわけですから、時効の中断を増やせば調定額が増えていくということでもありますけれども、基本

的に取れないものは取れないと、私は理解しています。前の議会でも申し上げましたけれども、損切りするところは潔く損切りしていくことの勇氣も必要かと思っております。

なぜかという、現年分は増えてきていますけれども、現年分を追いかけながら滞繰も追いかけていますから、滞繰は5年間そのままずっと追いかけていますけれども、追いかけていくと、5年先までなかなかスピードが早く追いつかなくなりますから、現年分を追いかけながら滞繰を追いかけていますので、取れないものは、私は潔く消去して、取れるところを潔く取っていく、取っていくという言い方は怒られますけれども、納めていただく体制が大事かなというふうに思っております。

そんな中で、市税とか国民健康保険税、固定資産税も、先ほどの償却資産もそうですけれども、基本的に時効は5年ですけれども、給食費の未納問題、これもあります。給食費に関しては時効が2年ということになっておりますけれども、最近の給食費の状況、未納問題は、どのような状況になっているか、お聞きしたいと思います。

○教育次長（河野政弘君）

最初にトータル的な数字で申し上げますけれども、23年度では、これは収納率でございますが、97.57パーセント、26年度は97.07パーセント、25年度は96.59パーセントという状況でございます。ちなみに25年度につきましては、人数的なものを申し上げますと、小学校では298人、金額ベースでは滞納率が3.2パーセントです。中学校では滞納者が205人、滞納率は3.7パーセント、全体ですと、滞納者の数が503人となりまして、滞納率は3.41パーセントというような状況でございます。

○石井孝昭君

2年前に比べて約1ポイント下がったということは、ちょっと憂慮すべきことかなというふうに思っております。口座振替にて納められるようになって下がったのは、どういう原因かなというふうに思いますけれども、給食費は基本的に市債権ですので、担当職員、給食センターの職員が収納に行きますよね。担当が徴収していくことになるわけですけれども、悪質な未納が続くと、行く行く裁判所にかけていくという形になります。なぜかという、給食センターのお金は市債権ですので、徴税吏員のように口座振替の確認とか銀行の確認とか検索ができないわけでありまして、支払いをしてくださいとお願いして、お支払いしてくれなければ、相談して、お話し合いができなければ、裁判にかけるしかないということで、昨今の状況はそのような形で、結構、裁判所に裁判を申し立てている状況が八街市もありますけれども、このような観点からも、公金と公債権と市債権は一元化していくことが必要と思われまして、船橋市においては、今年、26年、今議会で、公平性・透明性が確保される観点から公会計による市が一括徴収できる給食費も含めた管理制度を今議会で条例案を提出するというのでありますので、給食費も含めた公債権、市債権、これを一括徴収して管理していくような体制が私はとても大事かなというふうに思っております。

北村市長、最後に、質問させていただきましても、市長就任以来のご努力の中で税収が上がってきていることは、私も高く評価をしたいというふうに思いますし、職員もその意

に倣って、とても税収増に結び付く取り組みをされていることは敬意を表したいというふう
に思います。一層の踏み上げを図っていく、組織を改定していくことは、やはり、市長の英
断も必要になってくると思いますし、市の体制整備も大事かというふうに思っております。
今後の取り組みの意向について、市長のご意見をいただければありがたいと思います。

○市長（北村新司君）

今、るる石井孝昭議員より要望も含めた大変貴重なご提言をいただいたところでございま
す

お話のように、公債権につきましては、地方税、保育園保育料、国民健康保険料、介護保
険料、下水道使用料、下水道は受益者負担金、あるいは行財政財産使用料、廃棄物処理手数
料、幼稚園入園料、私有権、私債権ですけれども、公営住宅使用料、公立病院使用料、児童
給食費徴収費、各種貸付金、水道使用料等々がございます。

先ほど、副市長より答弁がございましたように、このことにつきましては、しっかりと調
査・研究をしなければならないというふうに思っております。

また、今後におきましてでございますけれども、徴収対策本部がでございます。決定されま
した施策を確実に実施いたしまして、徴収の強化も図りながら、税収入の確保に努めてまい
りたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

質問に入る前に、広島市での土砂災害についてお話をさせていただきます。

去る、8月20日に広島県広島市で発生した豪雨による大規模な土砂災害がありました。
広島市北部の安佐北区や安佐南区の住宅街を中心に発生したものです。

局地的な短時間大雨によって安佐北区可部、安佐南区八木、山本、緑井などの住宅地背後
の山崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生しました。また付近を流れる根谷川がはんら
んしました。

広島市災害対策本部のまとめでは、8月22日時点で土砂崩れ170カ所、道路や橋梁へ
の被害290カ所、土砂流出は約50カ所となっております。

なお、人的被害では、8月27日現在において、死者72人、行方不明2人、重傷者7人、
軽傷者36人となっております。

誠和会では、7月29日から31日までの2泊3日の日程で広島県府中町、呉市、三原市
の3市を訪問し、行政視察研修を行ってきました。その20日後の土石流による大災害でし
た。

視察研修に行った広島県内での災害でしたので、大変驚き、複雑な心境で報道を聞き、被害の大きさにも驚かされております。

被災地の一日も早い復興を祈り、被災された方々へのお見舞いを申し上げたいと思います。そして、行方不明になられた方々の救出とお亡くなりなられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

天災であれ、人災であれ、今後の、このような大災害な災害がなくなってくれることを切に願っております。

それでは、私は、八街に住んでいてよかったと思える街づくりのために質問に入らせていただきます。

広島県での行政視察研修の内容も含めまして質問させていただきます。

質問事項1、道徳教育について質問いたします。

7月26日に長崎県佐世保市において、女子高生殺害事件がありました。被害者は佐世保市の公立高校に通う女子生徒でした。遺体が発見されたマンションに住む同級生が緊急逮捕されました。被害者を自宅マンションにて後頭部を鈍器のようなもので数回殴り、ひも状のもので首を絞めて殺害した疑いです。遺体は、首と左手首が切断されていて、胴体部分にも複数の刃物で切ったと見られる傷があったとのことでした。

容疑者の女子生徒は「体の中を見たかった。人を殺して解剖してみたかった」と供述しているが、2人の間には具体的なトラブルは不明、取り調べに「殴ってから首を絞めた。全て私が1人でやりました。誰でもよかった」と犯行を認めてはいるものの、受け答えは淡々として、反省の様子は見られなかったようです。

精神鑑定のための留置をしているようですが、この女子生徒には人間としての社会生活や人への思いやり、命の大切さを感じる心を持ち合わせていなかったのではないのでしょうか。

人間は、社会性の強い動物です。しかし、他の動物と違うのは、感情を持ち、社会生活を営む上で、よいことと悪いこととの判断をする理性を持っております。

今回の事件は、大変極端な事件であると思いますが、今後同じような事件が起きないとも限りません。

八街市では、児童・生徒に命の大切さをどのように教えて、どのように伝えているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市では、千葉県の道徳主題である「いのちを大切に作る心」を中心に、幼小中高連携教育と、各中学校、地域の人々との関わりを重視しながら、教育活動全体を通して児童・生徒の心を育てております。

特に「命の大切さ」については、自分自身、そして自分を取り巻く人々との関わりを意識させるとともに、発達段階に応じて授業だけでなく、教育活動全体を通して指導しております。

また、小・中学校におきましては、毎年「命を大切に作るキャンペーン」として、地域公開を利用し、保護者参加型の道徳の授業を行ったり、命の大切さについての作文を校内放送で読み上げたり、講話を聞いたり、各学校で工夫して取り組んでおります。

今後も、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、教職員の指導力の向上、家庭と地域との県令の3点から、より一層道徳教育を推進してまいります

○木村利晴君

ありがとうございました。

広島県では、道徳教育が大変熱心でございました。これからの道徳教育について、広島県では、生きる力の理念が引き継がれていくことを踏まえて、豊かな心を育成することの重要性を再認識し、道徳教育の充実への取り組みを一層推進する。

学校における道徳教育は、豊かな心の育成のための指導の充実とともに、言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境との豊かな関わりの中で生きているという実感や達成感を深めさせる指導の視点を踏まえるとあります。

そして、私たちが訪問いたしました府中町では、主体的に学ぶ児童・生徒の育成としまして、「心に響く道徳教育の充実を通して」と題し、押しつけの教育ではなく、子どもたちに考えさせる教育、心を重視した取り組みをしていました。

八街市におかれましては、「豊かな心の育成」のための、子どもたちに考えさせる心の教育は、どのようにされているのか、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

新学習指導要領の中では、豊かな心を育てるための充実が明記されております。また、千葉県教育委員会では、道徳教育を深化、深めるために、言語活動や読書活動、体験活動や社会参加活動などを通して、より深く考え、実践力を身に付けられるよう家庭や地域との連携に務めるとしております。

本市におきましても、この県の方針に基づきまして、これまで各校が推進してきた幼小中高連携教育を通して、各学校区、地域の人々との関わりを重視した道徳教育の一層の充実に努めてまいり所存でございます。

参考までに具体的に本市の取り組んでおりますことの例を申し上げますと、道徳推進教育を中心とした指導体制の充実、道徳の授業力を高めたための教育センター研修の充実、体験活動の推進、家庭や地域と連携して行う道徳教育の推進、ボランティア活動の推進、幼小中高連携教育を活かした交流活動の推進、このような形でさまざまな時間、あるいは場所で道徳教育に努めてまいりたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本当に道徳教育は難しい問題だと思いますけれども、道徳教育において、やはり大事なことは、規範意識、自己肯定感、感謝の心を育成する、こういうことが根底にあるかと思しますので、この辺を重点に教育していただければいいなというふうに思います。

そして、大変凶悪な事件が最近ありました。新潟県新発田市において、強姦連続殺人、31歳の男が逮捕されました。沖縄県石垣島の高校在学中に事件を起こし、中退、少年院入院、退院後には友人宅を放火、3年の懲役で服役しました。こんな過去を持った男です。今年6月27日、拘留質問で訪れていた新潟地裁から一時逃亡し、すぐに新発田署によって確保されて、大変騒ぎを起こし、テレビでも話題になりました。この男も人間としての心を持ち合わせていないような気がいたしました。動物的な本能である欲求の赴くままに行動している用を感じられます。

私たちの周りにも、このような人間の皮をかぶった動物的な人間がいると思うと、大変恐ろしいことです。子どもたちには、このような反社会的な行動をとらない人間になるよう、家庭、地域、学校で育てていかなければなりません。

問題を起こす児童は、家庭に問題があることが多いと思います。このような問題のある家庭で育った子どもたちは、学校での教育が大変ウエートが大きいと思います。

そこで質問しますが、そういう子どもたちに対して、どのような対応をされているのか、ごく一部で多少、全般ではないと思いますけれども、そういう家庭的に問題のある子どもたちの対応をどのようにされているのか、ちょっとお聞きいたします。

○教育次長（河野政弘君）

道徳教育の中で、今、木村議員がおっしゃられたような事件、そういうことに関しまして、どこまで学校教育の中でできるかというのは、非常に難しい課題だと思いますけれども、今回の事案の中でも、問題行動、あるいはそういうことに対しての支援につきましては、カウンセラーの配置ですとか、あるいは特別支援、そういうことも含めまして、八街市の学校教育の中で推進していくよう努めております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

学校教育で、やはり心が充実した、心に響く道徳教育を充実させていただき、人生での間曲がり角に遭遇したときに「あのとき、あの先生のあの一言を思い出したので、道を外さずに済んだ」、こんな教育をしていただければ最高だと思います。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

防災に関して、自主防災組織について何うものです。

自分たちのまちは自分たち守ろうということで、自主防災組織を作りましょう。

既に自主防災組織がある地域もございますが、啓発のための質問をさせていただきます。

大災害が発生したら、まちの様子が一変してしまいます。建物の崩壊、水道や消火設備、道路破壊、続出する多数の負傷者など、各地で多発する被害者に対して、公的防災組織は、全力を挙げて対応に当たりますが、道路交通網の寸断などで活動が制限されるなど、十分に対応できないことも考えられます。

このような状況において、被害を最小限にするには、地域住民が防災意識を共有し、いざというとき、円滑・迅速に対応し、お互いが助け合える組織・活動を整備すること。つまり、

地域の防災力を高めておくことが重要かつ有効な方法と考えます。

誠和会では、視察に伺った三原市では、町内会、自治会などの自主防災組織設立を推進しております。

自主防災組織の非常時での主な活動には、初期消火、避難誘導、救出・保護、情話収集、伝達、給食・給水などがあります。また、日常でも非常度の活動を円滑に行うために、計画の作成、公的防災機関との連携、防災知識の啓発、消火、避難、炊き出しの訓練など、さまざまな活動があります。自主防災組織は、住民同士が協力して、自発的に作るもので、地域防災活動の拠点になります。

八街市も、今年6月に自主防災組織活動マニュアル（案）が作成されました。自主防災組織の推進にあたって、町内会や自治会にどのような働きかけ、啓発を行っていかれるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自主防災組織結成の呼びかけにつきましては、今年4月11日の区長会議で担当職員に「自主防災組織の結成促進」について説明をさせたところでございます。

その後の各区からの自主防災組織の結成についても、詳しい説明を求められましたので、担当職員をそれぞれの区が開催している会合等に出席をさせていただきまして、説明をさせていただきます。

なお、区長会議以降、朝日区、二区第7町内会及び第9町内会、六区、富山区、榎戸区、上砂区、夕日丘区、西林区、真井原区で説明をしたところでございます。

この結果、自主防災組織の団体数は、平成25年度末には、朝日区自主防災会、希望ヶ丘区自主防災会、ガーデンタウン区自主防災会及び山五町内自主防災会の4団体でありましたが、今年8月末現在では、新たに榎戸区自主防災組織会、2区コミュニティセンター自主防災会及び六区実住地域対策（自主防災）委員会の3団体が結成されまして、7団体になったところでございます。

今後におきましても、これまでと同様に区長会議での説明と地域の会合等での説明を継続的に行いまして、自主防災組織の結成促進を図ってまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

いろいろな自治会に赴いて説明していただいているようで、ありがとうございます。

やはり、職員さんのこれからの関わりが大変重要になってくるかと考えます。具体的に自治会、町内会に赴き、説明することが非常に大事ななというふうに思いますが、改めまして、まだ入っていない組織もあります。既に今、7団体入っているということなんですけれども、入っている団体、それから入っていない団体、もう一つ、自治会に加入していない団体の人たちもおられますので、この人たちへの今後の対応をもう一度お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務部長（石毛 勝君）

自主防災組織につきましては、八街市の防災上、今、私どもが取り入れています各地区へのご説明をいたしまして、議員さんのおっしゃるように、区単位で作られるところ、また、それぞれのその下の町内会的に小さい隣組といいますか、そういうところで動き出す方々、いろいろといらっしゃいます。基本的には自らが近隣の方々と協力し合って組織を立ち上げて、まず、災害の第一歩として協力し合うというところの組織というふうに解釈していただければ結構だと思います。その後につきましては、当然、市の避難所等を確保しながら、例えば、けがをされた方、または単独でお住まいの方、ご老人の方というふうに、いろいろとお住まいになっている方々がいらっしゃいますので、それにつきましては、当然、市の方も災害時の対応として進んでいくわけでございます。その中で、まず第一歩として共助の範疇としまして、自主防災組織を立ち上げていただくことをお勧めしているところでございます。

そこで、立ち上げにまだ至っていないところの例えば区、自治会、または実際に区に加入していない方も多数いらっしゃるわけでございます。そういう方々には、やはり、自主防災組織というのは、まず、小単位でももちろんできるわけでございますので、それぞれ私どもの方は広報ですとか、回覧、そういったことによってこれからの災害対策の第一歩として、こういうことが必要であるということを十分にPRしていかなければいけないというふうに考えております。その中でお声がけをいただければ、私どもの職員が出向きまして、まずは小さいところから始めても結構だと思います。そういったことでこの組織を徐々に広げていきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

具体的に地域の方たちに防災に関する知識を知っていただくために、どのような方法がされていくのか。要するに、出前講座なるものを開設して、地域の人たちを集めて講座を開いてやっていくのか、または、今既にある組織に対しては防災訓練等を含めて、具体的な指導をどのような形でされるのか、その辺を教えていただきたいと思っております。

○総務部長（石毛 勝君）

今年度の当初の市長答弁にもありましたように、4月にまず区長会議の方で自主防災組織というのはどういうものか、これをご説明させていただきました。その中で区にお持ち帰りになっていただいて、それぞれの町内会の役員さん等の役員会議の中でも市の考え方をお伝えいただいて、そこから発信して、それぞれが動き出すということを期待しているわけですが、そういう中で、今後の市の方向としましては、どういうことでも私どもにわからないことを聞いていただきたいというところが、まず第一歩でございます。自主防災組織と簡単に言いますが、じゃあ、実際何をやる場所なんだという具体的なところを説明していただきたいと、そういうところから始まっている地区もございます。まず、言葉はわかっても、どういうことを実際我々がすればいいんだと、それにはどういった、例えば町内だと、20人いたら20人でどういった役割があるんだとか、具体的なところの説明を市

の職員が出向いてしていくというところでございます。

○木村利晴君

やはり、まだ自主防災組織に対して、意識の薄い方もおられます。町内会に入っている方も50パーセントを切っている町内会もありますので、そういう意味では防災意識に対して非常に希薄なところもありますので、行政側もそういう事情を踏まえた説明が必要だと思いますので、これからもどんどんやっていただきたいなというふうに思います。

では、次に、自主防災組織に対しては、やはりリーダーが大変重要になってくると思います。そこで自主防災組織のリーダーの育成が不可欠でありますので、災害時など、非常事態が起こった場合、個々に勝手な行動をとると、被害を拡大させ、混乱させる場合があります。ケース・バイ・ケースでの確かな判断のできるリーダーがいれば、被害が未然に、かつ最小限に抑えることができます。

そこで提案ですが、自助、互助、協働を原則として、防災意識、知識、技能を持っていると認められた人がいます。防災士ですが、この防災士をリーダーとする自主防災組織を推進していただきたいのですが、防災士の説明をさせていただきますが、防災士とは、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちです。

去る平成25年3月議会におきまして、誠和会、石井孝昭議員の質問で、共助の中核となる人材育成のために、防災士制度を含めて検討していただける趣旨のご回答をいただいておりますが、その後の検討状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

全国には自主防災組織のリーダーを育成するため、多くの自治体が自主防災組織の代表者を対象としたリーダー研修会を実施しており、本市の近隣では千葉市、成田市、印西市が実施していることを確認しております。八街市地域防災計画におきましても、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織リーダー研修を推進することとしております。

それぞれの自治体が行っている研修内容につきましては、防災士千葉県災害対策コーディネーター、東日本大震災発生時の被災者支援の経験者、その他の防災対策の専門家等を講師として実施する公認形式の研修や普通救命講習等でございます。このほか、防災対策の実務者を育成する取り組みといたしましては、千葉県が毎年実施しております千葉県災害対策コーディネーター養成講座がございますが、県内には独自にこの講習を実施している自治体もございます。また、防災士につきましては、全国に独自に養成講座を実施している自治体もあり、千葉県内では、我孫子市、銚子市、南房総市及び長生村が防災士の資格取得をする必要の全部または一部を助成しております。

いずれにいたしましても、自主防災組織のリーダーの育成方法につきましては、全国の自治体の取り組みを参考に、防災士の資格取得を含めまして、さまざまな角度から検討してまいりたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

八街市におかれましては、リーダーを育成する方法についてはまだ検討中だというふうに思っておりますが、防災士の資格取得に対して補助金が助成されれば、地域防災のために資格を取ってみようというチャレンジをする人が出てくると思われます。

しかし、自主防災組織の推進、啓発に際し、指導する側の行政の方々がまず防災士の資格をお取りになり、町内会や自治会に説明に行かれれば、かなり説得力のある説明ができるのではないのでしょうか。

そこで、防災課では防災士の資格取得の予定があるのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

ただいま議員さんのおっしゃったように、以前ご質問もいただいている中で、当時、ご答弁を差し上げているのが、共助としてクローズアップされてきているという中で職員に限定することなく、自主防災組織の方々に防災リーダーとしてなってもらえるような、そういった技能を、また知識等を習得していただくということが非常に効果的ではないかというようなご答弁をさせていただいています。

そういった中で、今、ご質問のように、我々防災課職員、これから指導して上での防災士の資格を取得するということにつきましては、今後の指導、また助言、お手伝いをする中で非常に有効であるというのは、私どもも認識しているところでございます。

今現在でございますが、自主防災組織の立ち上げに力をおかしするというを主に動いておりますが、これは県の災害対策コーディネーターというような育成講座もございます。そういったところで、まず、指導をしていく上でのコーディネーターとしての知識をつけるということが、防災課職員が市の職員としてまずは指導力をつけていくということを一に考えていきたいということで思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

積極的に防災に関する知識、またはそういう意識を持っていただき、自主防災組織はまだできていないところはたくさんありますので、指導力を高めていただきたいなというふうに思います。

現在、7地区で防災組織が立ち上がっているということですがけれども、まだまだ立ち上がっていないところがあります。行政側の方々が前向きに地域防災のための自主防災組織の推進に取り組んでいただければ、地域の方々も賛同し、自主防災組織の立ち上げに協力していただけたと思います。また、各地域には有能なリーダーにふさわしい人が大勢おられますので、そういう方々を発掘していただき、防災士の資格を取っていただき、自主防災組織のリーダーとしてご活躍いただき、自主防災力の向上に努めていただければ、このまちも安心・安全なまちとなっていくと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いたします。ご期待を申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

○議長（林 修三君）

木村議員に申し上げます。

質疑中ではございますが、ここで10分間の休憩に入ります。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時13分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を許します。

○木村利晴君

最後の質問になります。

八街市の活性化につながる質問をさせていただきます。

駅南口商店街の取り組みについて。

買い物代行宅配便についてお伺いするものです。

まちの活性化についてですが、本市におかれましては、北村市長のもと活性化へ向けてのさまざまな対策を実施していると承知しているところですが、7月25日よりスタートしましたお買い物代行サービスは、商店街の活性化や公共交通機関の撤退などで買い物が困難となった方々や体の具合がよくない方々などが利用できる画期的なサービスだと考えます。

国におきましても、人口減が進む地域の買い物難民対策として、高齢者の自宅へ食材や日用品などを届ける新たな宅配サービスを2016年度以降行いたいと考えを示したところがありますが、八街市におきましては、全国に先駆けて事業化したものと思われま。

そこで質問いたします。今回の買い物弱者支援事業としての商店街お買い物代行サービスの内容とスタートしてからの状況及び今後の事業展開についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢化の進展、小売店の廃業、交通網の変化や子育て中の人などの方々に、日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる買い物弱者とあわせて高齢者ひとり暮らし世帯の生活を支援する目的として、本年7月25日から商店街お買い物代行サービスを開始しております。

このお買い物代行サービスは、八街駅南口商店街振興組合が実施団体となり、組合員やその他の商店会に加盟している商店の26店舗が登録されており、生活雑貨から食料品まで利用者のニーズに幅広く応えるもので、利用方法は利用者が電話やファクスで八街市推奨の店「ぼっち」へ注文をし、注文を受けた商品を当日または翌日に自宅へお届けするものもあります。

なお、直接商店でお買い物をされた方で、持ち帰りが困難な場合に限り自宅まで商品をお

届けするサービスもございます。

なお、費用につきましては、お買い上げした商品の代金と1回の配達につき事務手数料として100円を負担していただくものであります。

また、お買い物代行サービスを利用する方は登録が必要であり、随時八街市推奨の店「ぼっち」で受付を行っており、8月末現在で12件が登録されておりますが、1件でも多くの利用者に利用していただけるよう、民生委員、ケースワーカー、シニアクラブ等の会議に赴き、事業内容について説明をしているところであります。

その他の周知といたしましては、各行政区への回覧、広報「やちまた」及びホームページへの掲載、さまざまな媒体を利用して利用者を増やす取り組みを行っております。

この事業に係る費用につきましては、千葉県地域商業活性化事業補助金を活用し、あわせて八街市及び八街商工会議所が支援し、実施しているもので、このお買い物代行サービス事業が一つの起爆剤となり、商店街の活性化につながればというふうに思っているところでございます。

今後も市といたしましては、千葉県地域商業活性化事業補助金を活用するとともに、八街商工会議所と連携を図りながら、お買い物代行サービス事業を引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

お店によっては、アイテムが多過ぎて、買いたい商品の的を絞りきれないのかなというふうに要らぬ心配をしているところですが、電話の注文のやりとりで商品が依頼主の思ったものが届いているのか、この辺のところの問題が生じていないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。お店での商品カタログなどはあるのか、あわせてお聞きいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

お答えいたします。

現在のチラシには取扱店舗の紹介といたしまして、店舗の案内や代表的なメニューを掲載しているものでございます。取り組みといたしましては、まだ7月25日からということで、今後、登録をいただいている方々をはじめとして、さまざまな方々からの意見を伺いながら、メニュー表を改善していくなど、わかりやすく、注文しやすいメニュー表となるよう実施団体とともに研究してまいりたいと考えております。

なお、メニュー表に限らず、お買い物代行サービス事業を利用される方への対応には、「ぼっち」をはじめといたしまして各店舗におきましても、親切・丁寧にわかりやすい対応に心がけていきたいということでお願いしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

登録店舗を、今、26店舗ですか、あるということなんですけれども、私もちょっとカタログを見ているのですけれども、なかなか商品が限られた商品しか書いていないので、ニー

ズに合った商品がちゃんと絞れて注文されているのかというふうに思っておりました。

今後、店舗数をどのぐらいまで広げたいのか、見込みですね、どういう形で広げていくのか、その辺をお伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

店舗数の目標店舗数ということでは、目標を立てているわけではございませんけれども、今現在、スタートしたばかりということで、募集について広報活動やらをしているところでございます。また、あわせて利用者の方々の募集活動にも取り組んでいるところでございます。

○木村利晴君

やはり、エンドユーザーというか、多様なニーズに応えていくには、大変なことなのかなというふうに思っていますが、スーパーはまだここに登録されていませんけれども、スーパーも登録の見込みがあるのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この取り組みといたしましては、商工会議所を中心に南口商店街の会員さんが中心となって「ぼっち」が窓口となっておりますが、そちらの方の取り組みになっておりますので、南口商店街の加盟店であればということでご理解をいただきたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

登録申込者、この方たちの枠といいますか、何か規制はございますでしょうか。買い物弱者ということで、突然けがをして、買い物に行けなくなったという方も含めて登録申し込みはできるのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

買い物弱者対策ということで、突然のけがで買い物にご不便を来すということですが、登録を即時にされて、登録料的なものもございますが、そちらの方の処理をしていただければというふうには考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

南口に限らず、もっと幅広くこの事業が展開されるといいなというふうに思います。

この買い物宅配事業、初めての取り組みということでこれからいろいろな困難もあるかもしれませんが、あらゆる問題点を想定して、乗り越えて成功してほしいと思います。買い物弱者が救済されて、そして南口商店街のますますにぎわいが八街市の活性化の起爆剤になってくれることを期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

今回は1つ目に更生保護事業について、2つ目として臨時給付金について、3つ目として教育について質問をさせていただきます。

まず初めに、更生保護事業について。

再犯防止、社会復帰支援の取り組みについて質問をいたします。

配付させていただきました資料をごらんいただければおわかりのように、無職の保護観察対象者の再犯率は、有職の保護観察対象者の再犯率の約4倍にのぼるなど、刑務所出所者の就労先の確保は、その改善更生と再犯予防にとって、極めて重要な課題だと思えます。

このような刑務所出所者等の雇用の受け皿として、大きな役割を果たしてくれているのが協力雇用主です。協力雇用主というのは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者の、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

ここ数年、協力雇用主の数は、増加傾向にあるものの、経済社会情勢の厳しいこともあり、雇用されている刑務所出所者の数は、それほど増加していないため、保護観察対象者の無職者率は高水準で推移しており、刑務所出所者等の就労状況は厳しいものがあります。

そこで近年では、刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、公共事業等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度という制度があります。

そこでお伺いいたします。

本市では、協力雇用主に対して、公共事業等の競争入札における優遇制度等、協力雇用主に対する支援はできないのか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

協力雇用主に対する支援につきましては、犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する雇用主に対する支援であると認識しております。

市では、平成24年4月1日から八街市総合評価方式一般競争入札実施要綱を施行し、現在までに、この総合評価方式での一般競争入札は実施しておりませんが、協力雇用主を優遇する特例措置を設定することができます。今後、実施する際には公共工事の品質確保の促進に関する法律等の入札契約関係法令の趣旨にのっとった評価項目の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

本市では八街市総合評価方式一般競争入札実施要綱を施行しておりますけれども、現在は総合評価方式での入札は実施していないが、しかし今後評価項目の見直しを検討して、協力雇用主を優遇する特別措置を設置することなどを検討していくという考え、そういう理解で

よろしいのか、確認のためですけれども、再度お願いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

お答えいたします。

今の件につきましてですけれども、総合評価方式一般競争入札でのこれまでの価格競争にかわりまして、価格のみにとられることなく、総合的な評価で受注者を決定するという方式でございます。

この制度は、建設費用のほか、実際の施設の利用者の方たちの利便性、それから環境への配慮、美観、維持管理費用などの必要項目について民間企業からの提案を受けまして、それらを総合的に評価することにより、落札業者を決定するものでございますが、具体的な評価項目といたしましては、企業の施工能力、それから配置予定技術者の能力、地域貢献度等の評価をするものでございまして、今回の提案のありました雇用主に対する優遇制度につきましては、現在実施している自治体もあるというふうに聞いておりますので、評価項目として検討してまいりたいというように考えております。

○小山栄治君

今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の要旨2、保護観察対象者の雇用について質問いたします。

前にも申し上げましたが、無職の保護観察対象者の再犯率は有職の保護観察対象者の再犯率の約4倍にのぼり、保護観察対象者に対する労働支援は早急に行わなければいけない課題と言えらると思ひます

そうした中、近年では臨時的任用職員として保護観察対象者等を雇用する制度を導入する地方公共団体が増えております。

そこでお伺ひいたします。

要旨②として、保護観察対象者を本市では、臨時的任用職員として雇用する制度を導入できないのか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

刑務所を出所した保護観察対象者が再犯に陥ることなく社会復帰を果たすためには、経済的自立が可能となるよう、就労することが最も重要であると考えております。

しかしながら、社会情勢が厳しい現在におきまして、犯罪歴のある方が就労するには、さまざまな困難を伴うことが多いのは実情であるというふうに伺っております。

そのような中、千葉保護観察所へ協力雇用主として登録されている事業車数は、八街市内で7社の事業所があり、就労支援をいただいているとのことであり、感謝申し上げる次第でございます。

保護観察対象者の雇用につきましては、保護司会と協議させていただきながら、今後、検討させていただきたいと考えております。

○小山栄治君

協力雇用主を見つけるというのは、なかなか難しい中で、自治体が受け皿になってくれることは、本人にとって社会で役立つと思うし、自己イメージが低い保護観察者が多い中で、公的などで働ければ本人の自信にもなります。仕事をする事で社会復帰の第一歩となると思います。ぜひ、保護観察対象者を臨時職員として直接雇用することを制度化していただけたらと思います。制度化への考えをお聞きしたいです。

○市民部長（加藤多久美君）

今、議員がおっしゃられたとおり、自治体が保護観察対象者の就労の受け皿になるということは大変意義が深いということで、法務省観察事務所の方でも自治体がやっていただくインパクトは大変大きいと、安全・安心な雰囲気づくりや市民の方の理解も得られやすいということで、大変期待しているところでございまして、議員ご存じのとおり、県内でもまず最初に、昨年2月ですか、勝浦市さんが夷隅地区の保護司会と就労支援協定を結びまして、市役所内の一般事務とかなんかに臨時職員ということで雇用の受け皿を作ったということで、大々的に報道されました。その後、千葉市においても、そのような協定を結んで、臨時職員の雇用に向かっています。

まずは、臨時職員でございまして、私ども役所の中のいろんな業務がございまして、それによって、今まで一般の方、事務の補佐としていろいろな方を雇用しているわけですが、保護観察対象者につきましては、やはり、保護司会が中心になっていただきまして、保護司会と私どもが協議をしまして協定書なりを結んで、保護司会からの紹介に基づきまして、私どもが雇用していくと、そういう協定をまず結びたいとは思っておりますので、私どもはご存じのとおり、成田八街地区保護司会の八街支部の会長さんがいらっしゃいますから、そちらの方と協議をしていくと、そのような形になるかと思っております。

○小山栄治君

よろしくお願いたします。

次に、要旨3、社会復帰支援の強化について、お伺いたします。

近年、保護観察対象者の問題性の多様化、複雑化によって、対応の難しい保護観察対象者が増加したり、人間関係の希薄化による地域社会の連帯感の低下、また、社会経済状況の悪化により、就労が困難になったりしている中、国では、更生保護サポートセンターの設置による支援の強化を図っております。

これは満期釈放者、保護観察終了者等に対する相談支援、居場所の提供、帰住先、定住先の確保支援、生活環境の調整、引受人への相談支援、地域住民からの非行相談、地域のさまざまな関係機関団体との連携、保護司が行う保護観察処遇活動支援などが社会復帰のための地域の拠点として、更生保護サポートセンターを整備しようというものです。

そこでお尋ねいたします。

社会復帰支援の強化といたしまして、更生保護サポートセンターの設置を望みますが、いかがお伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保護観察対象者が社会的に自立していくためには、まず就労や住居などの生活基盤を確保することが不可欠でございます。そして第2に、個々の犯罪歴や家庭環境に応じたきめ細やかな支援が求められていると考えます。

保護司をはじめとする国の保護観察所、自治体や社会福祉協議会、更生保護団体などが、地域社会で幅広い支援体制を構築していかなければならないというふうに思っております。

なお、保護司が保護観察対象者に対して、面接などを行う場所につきましては提供してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

保護司が行う保護観察処遇活動の支援の場所は提供していただけるということで、大変ありがたいご答弁をいただきました。

しかし、いろいろな支援、相談、調整、連携を強化するためには、国では、更生保護サポートセンターの設置が支援の強化につながるということで、更生保護サポートセンターの設置をぜひとも本市でも次期基本計画の中に入れていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

ただいま議員の申された更生保護サポートセンターにつきましては、平成20年度から法務省が積極的に進めておりまして、基本的には地区の保護司会が地域の関係機関や団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点ということで、基本的には地区の保護司会の意向が最初に出てくるものだと思っております。

今までに、保護司会の方からそういうご要望がございませんでした。今年に入って、私も成田八街地区の保護司会総会に出席しまして、今年、成田支部が更生サポートセンターの準備を進めるということで、県下でも何番目かですか、ということで、そういうお話を伺いまして、初めてサポートセンターについて知識が出たわけなんですけれども、基本的には法務省と地区の保護司会が協議を進めて行うということで、それについて市役所として、私どもの市としては側面支援とか、後方支援ができればという感じしておりますので、総合計画上、例えば、更生保護サポートセンターの設置について、後方支援室とか支援措置をするとか、そういうご要請をするとか、そういう記載はできるかもしれませんが、基本的には地区保護司会の意向が尊重されるべきだというふうに考えております。ですので、なかなか積極的に私ども市役所が設置するべきではなくて、やはり、地区の保護司会の意向を尊重すべきものだと、そのように考えているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

次に、社会貢献活動についてお伺いいたします。

社会貢献活動は、諸外国による社会奉仕命令、我が国における社会参加活動、法制審議会

の答申により、平成25年6月19日に法律公布され、2年以内に実施するという事になっているため、来年の6月から社会貢献活動が実施されることとなります。

地域に役立つ活動を行い、地域住民から感謝される。自己有用感を得て、改善更生の意欲を高める。社会性や規範意識が向上する。これらの処遇効果により、改善更生及び再犯防止を図ることが目的とされています。

そこで更生保護事業の最後の質問となりますが、社会貢献活動場所の確保がなければ、この事業はできません。公共の場所、福祉施設等、活動自体が地域社会に役立つ活動の場所を確保していただきたいと思いますが、社会貢献活動場所の確保についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

刑務所を出所した保護観察対象者が就職していない、職につかないと、再犯率が上がるというようなことがありますので、なかなか難しい問題ではありますが、社会の役に立つ体験を通じて人の役に立てているという感情や社会ルールを守る意識をはぐくむことが、最も重要であると考えております。

来年度から社会貢献制度が義務付けとなることから、社会貢献活動場所の確保につきまして、今後、保護観察所、保護司会の皆様と協議してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

よろしくお伺いいたします。

次に、質問事項2、臨時給付金について質問をさせていただきます。

消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響、子育て世代への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特別給付金の申請が、本市では7月15日から始まり、10月15日まで受付が行われておりますが、申請期間の約半分が経過いたしました。これまでの申請状況及び給付金の支給状況をお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、本年7月15日から申請受付を開始しまして、10月15日まで申請期限となっております。

臨時福祉金の申請等の状況は、給付対象の可能性のある世帯1万1千853件に申請書を送付しまして、8月22日現在で5千337件の申請がございました。このうち支給決定が5千290件、不支給決定が47件となっております。

子育て世帯臨時特例給付金の申請等の状況は、給付対象の可能性のある世帯4千12件に申請書を送付しまして、8月25日現在で3千139件の申請がございました。そのうち支給決定が3千133件、不支給決定が6件となっております。

市民への給付金の概要、申請手続等の周知及び申請の勧奨については、受付開始前に広報「やちまた」への掲載、ホームページへの掲載、庁舎内へのチラシ設置及び申請書にチラシ

の同封を行いました。

また、給付対象の可能性のある方々の中で、いまだ申請されていない方々への周知につきましては、臨時福祉給付金の方は8月に、各区長の周知用チラシの回覧を依頼するとともに、給付対象者に高齢者等が多いことから、民生委員に周知等をお願いしたところでございます。

一方、子育て世帯臨時特例給付金の方は、いまだ申請していない世帯に対しては、9月中に、再度、通知による申請の勧奨をしていく予定でございます。

なお、両給付金とも広報「やちまた」9月15日号において、周知及び申請の勧奨について掲載する予定でございます。

○小山栄治君

申請はしたが不支給決定の人が福祉給付金のほうで47件、子育て世帯臨時特例給付金の方で6件とのことですけれども、不支給決定の理由をお聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

先ほど市長の答弁で8月22日現在で不支給が47件というご答弁を差し上げたところでございますが、この47件は人数で申し上げますと、73名でございます。その内訳といたしましては、26年度の市民税、このうち均等割が課税されている方の扶養になっておまして、給付要件を満たしていない方が42名、また、ご本人に市民税の課税がされておまして給付要件を満たしていない方が24名、そのほか生活保護の受給者5名、また、支給決定前に死亡されたのり、受給資格を失っていた方が1名その他でございまして、全部で73名ということでございます。

○市民部長（加藤多久美君）

それでは、私の方は子育て世帯の臨時特例給付金の不支給の件の内容なんですけれども、そのうち3件が児童手当の所得制限の限度額を超えている方が3件ございまして、もう3件については、臨時福祉金の対象者、つまり、当初、対象見込みだったのですけれども、非課税ということで臨時福祉給付金の対象になったのが3件という内容でございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

恐らく手紙が届いていない人もいます。自分が対象に当たるのではないかという問い合わせ等もあるようですので、できるだけそういう漏れがないようお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問事項になります。教育についてお尋ねいたします。

まず初めに、教職員の負担軽減についてお伺いいたします。

教員勤務実態調査によりますと、教諭の年間勤務時間、1日当たりの平均は、小学校10時間06分、中学校が10時間36分という調査結果が出ております。また、経済協力開発機構は、世界34の国と地域の中学校に当たる学校の教育の勤務調査によっても、世界34の国の平均が約38時間に対して、日本の教育の仕事時間は1週間約54時間だと、最長だ

ったという調査結果も出ております。

授業とその準備などに費やす時間は変わらないものの、部活など課外活動指導や事務作業など、授業以外に費やす時間が飛び抜けて高かったという結果が出ています。

労働時間が長い割には、個々の子どもたちと関わる時間はとれなかったり、病気休職者数、特に精神疾患の休職者の増加が見られたりと、労働時間が長く、教職員の負担がかかり過ぎているように思います。

そこでご質問いたします。

教職員の労働時間の改善はできないのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

新聞報道でもありましたように、国際教員指導環境調査では、日本の教職員の平均労働時間は世界的に見て最長であり、多忙感が浮き彫りになりました。

その理由といたしましては、現在、学校現場に求められている対応は多岐にわたり、よりよい授業や学級経営、学校経営を行うために、授業の準備、児童・生徒、保護者への対応、学級通信の作成、報告事務等に多くの時間を費やしている状況があるところでございます。

教職員の労働時間の改善につきましては、ノー残業デーの取り組みや職員会議等の時間短縮、事務作業のスリム化等、各学校において改善に向けた工夫がなされるよう働きかけているところでございます。

また、教職員個々の出退勤時間につきましては、各学校において出退勤記録簿を作成し、管理職が確認し、時間外労働時間が短縮されるよう指導しております。

教育委員会といたしましても、報告事務の簡素化を千葉県教育委員会に要望しているところでございます。

今後も引き続き実質的な教職員の負担軽減が図られるよう、労働時間短縮に向け、校長会等を通して各学校に働きかけてまいりたいと思います。

○小山栄治君

ありがとうございます。

部活動を持っている先生というのは、どうしても時間外が多くなってしまうと思いますけれども、各学校で出退勤記録簿が作られているということですが、本市の時間外労働時間、一番多い先生でどのぐらいの時間働いているのか。また、平均で何時間ぐらいなのかをお伺いしたいと思います。

○教育次長（河野政弘君）

教職員の労働時間ということでございますけれども、平均的なところからということで、先ほども答弁いたしましたように、新聞報道によりますと、日本の中学校教員の週当たりの平均労働時間は約54時間ということで、1日当たり約11時間となっております。八街市の学校の教職員においても同様の傾向にあるということ把握しております。

また、今、ご質問がありましたように、部活動が中学校はございますので、中学校のほう

はさらに1時間ほど多くなっているというような状況でございます。

この中で、調べられる範囲で、最も労働時間の多いということではありますが、小学校では朝6時半から夜9時頃まで、中学校でも同じような時間帯の中で勤務されていたという先生がいるというふうに把握しております。

○小山栄治君

八街では平均で5.5時間ですか、1.1時間ですか、1.1時間ということで、全国の平均よりも労働時間が多くなるような気がいたしますけれども、それだけ先生が一生懸命やってくれているのかもしれませんが、これは学校は残業手当がつかないので、その分、給料に4パーセント上乗せされているということで、仕方がないのかなと思いますけれども、企業ですと、これだけの労働時間が多いと、労働基準法にもひっかかるし、働く人の健康管理にも非常に問題があると思いますけれども、学校だからこれだけの労働時間が許されるというようなことはないと思うんですけれども、その辺、改善していかないといけないことだと思います。

現在、ノー残業デーが週1回とあるというような答弁がありましたけれども、実際のところ、ノー残業デーの日に先生方というのはどのように対応して、きちんと残業しないで帰っているのでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

ノー残業デーについてのご質問でございますけれども、小学校におきましては、毎週水曜日をノー残業デーとしております。また、中学校におきましては、休日でも部活動を行っているところがございますので、週に一度部活動の休養日ということで、月曜日もしくは木曜日をその日に設定いたしまして、生徒、職員ともに体を休めることができるようにということで、その日をノー残業デーと設定しております。その際には管理職が中心となり、職員には早く退勤するような声かけを行っているところでございます。

全て対応できているかということでございますけれども、その歳に、それぞれの先生の事情とかがございますので、完璧というわけにはいっていないと、私は把握しております。

○小山栄治君

ノー残業デー、週に一度、水曜日にあるということですが、実際のところ、なかなか帰っている先生が少ないというのが現実のようです。それでノー残業デーだからといって時間で帰ってしまうと、次が大変なので、ほとんどの先生が実際のところは残って仕事をしているのが現実なようなんですけれども、私は、先ほど言ったように、学校の先生だけがそういう残業が許されているのかなと思うんです。企業でしたら、逆に残業しているといけないような雰囲気を会社が作っていく、そういうところが多いようですけれども、企業では、それで、もしも残業をやるときには、こういう理由で残業しますと、そういうことを届け出て残業する、そういう企業が多いと思うんですけれども、学校では残業が当たり前になっちゃって、せっかくノー残業デーといっても帰りづらいような雰囲気になっているというのが現実だと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

今、ご質問のとおりだと思います。我々市役所の職員につきましても、残業する場合には事前に残業届を出して、それに基づいて残ってやるというのが原則でございます。また、今のご指摘のように、先生方にはそういう規定がございませんので、特にちょっとその辺の管理が不十分かなというところは感じているところでございます。

それに対しまして、どういうふうに労働時間を短縮していくかということにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、事務作業のスリム化、あるいは学校における教育課程の工夫、そのようなことを、またそれぞれの教職員の方、先生方にも工夫をしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、今、ご質問のありましたように、職場の環境、この辺におきましても、労働時間短縮に向けた環境づくり、こういうものを指導してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

現場の教職員の人というのは、大変一生懸命やっている、それはわかります。頭の下がる思いでありますけれども、幾ら時間があっても足りない、残業しなければ、とても間に合わないというのが現場の先生の本音だと思いますけれども、先生方にも家庭があります。小さい子どものいる人もいるかもしれません。また、高齢者を介護しなければいけない先生もいるかもしれません。そのような人でも働きやすい環境を作ることは重要だと思います。

当然やっていただいていると思いますけれども、できるだけ時間外を減らし、事情のある先生は帰りやすい環境づくり、これは大切なことだと思いますが、その辺の環境整備、そういうものがされているのかどうか、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

環境整備ということでございますが、先ほど答弁いたしましたように、教職員の労働時間の改善ということにつきましては、先ほど申し上げたノー残業デーの取り組み、この辺の推進、あと、職員組合会議等の時間短縮ですとか、事務作業のスリム化、それぞれの学校の中で改善に向けた工夫というものにつきましてされてきておりますし、職員の出退勤につきましては、管理職が出退勤簿を管理するようというところで指導しておりますので、引き続き改善に向けて努力してまいりたいと思っております。

○小山栄治君

本市においては、病気休職者数、これ何人ぐらいいるのか、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

いわゆる休職ということで休んでする先生につきましては、一般疾病で休職している職員はおりませんけれども、精神面の休職ということで、小学校で1名、中学校で1名となっております。

○小山栄治君

これは教育長にお伺いしたいのですけれども、八街市において、時間外労働、これは国の平均よりも1時間ぐらい多いという結果ですけれども、この辺をどのように考えて、どのよ

うに改善していったらいいのか、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

ご存じのように、教職員は、児童が登校する前、そして下校後、要するに、8時前、そして3時以降に勤務しなければならない場面が非常に多くございます。特に長欠対策等をしておりますと、その時間等、非常に大切な指導の時間になる部分がほかの職業と若干違う部分でございます。

その辺、組織を挙げて、個の力に任せず、組織を活かして、何らかの形で全員で力を合わせ勤務時間の短縮を図れないものか。そして、もう一つは、学校の体制としまして、さまざまな工夫・改善が図られないものかどうか、校長会等と一緒に研究してまいりたいなと思っております。

以上です。

○小山栄治君

できるだけ改善ができるように努力をしていただきたいと思います。

次に、2学期制導入について、ご質問をいたします。

八街市の一部学校でも、2学期制導入について検討されているようですけれども、本市での2学期制導入をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

2学期制には、メリットもデメリットもあります。

メリットは、1学期末・2学期末の教職員の多忙感が解消される。始業式や終業式が減り、授業時数確保、子どもと過ごす時間の確保ができる。学校行事の削減につながるなどが考えられます。

デメリットは、「通知票による評価の機会が2回に減り、夏・冬休み前に通知表がもらえない」という保護者の不安が大きく、その解消を図るための方策が必要になる。児童・生徒、保護者、地域からの十分な理解を得る必要があることなどが考えられます。

2学期制の導入については、これらのメリット、デメリットを十分に考慮した上で、職員の負担軽減につながる学校改善であることを前提に、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

これも教育長にまたお答えいただきたいのですけれども、教職員の負担軽減には2学期制というのは非常に有効だと思えますけれども、本市でも一部の学校で2学期制導入に向けての検討、それから、今までの3学期制のままで、通知票を2回にする案など、教育課程の改善が考えられているというようですけれども、それについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

私も以前管理職として2学期制、3学期制両方の学校に勤務しておった関係がございます

ので、両方の特性、そして違いについては理解しておるつもりでございます。

校長が学校経営をする上で、2学期制、3学期制のどこに経営のウエートを置くかによって、2学期制、3学期制のメリット、デメリットが変わってくるかと思うんです。校長の方で職員の労働時間短縮にウエートを置いた2学期制、2期制を目指すのであれば、それなりの効果は出ます。また、学力向上、そういうところにウエートを置けば、そちらの効果が出ると思います。

今後、そういう2期制を導入してみたいという話は私も聞いておりますので、今後とも各学校、校長と教育委員会で力を合わせて研究をしてみたいと思います。

ただ、その場合、あくまでも保護者、そして地域の理解、そして校長会との共通理解が必要かと思っております。

○小山栄治君

教育課程の改善をすることによって時間短縮することによって、教育現場で教員の負担軽減につながりますと、今回の学力テストの結果を見ますと、県の平均値より八街市は少し下がっちゃっております。この2期制をやった場合、どうのこうのはないかもしれませんが、先生方に時間的余裕があると、子どもたちと接する時間が増えたりして、学力も向上するというようなデータは完全に出ているのです。ですから、学力向上のためにも2期制または通知票の回数を減らす、そういうことは有効な手段だと思いますけれども、その点、学力向上に向けてのことを考えて、再度、もう一度、お答えいただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

教育課程の改善につきましては、あくまでも校長が校長の職務として行うものでございます。中には3学期制の中で学力を目指すという校長の考え方もありますし、2期制の中で目指すという、それぞれの校長の考え方がございますので、あくまでも校長の考えを聞きながら、教育委員会としても協力しつつ、研究をこれからしてみたいと思っております。

○小山栄治君

八街市でも2学期制導入をしたいという学校もあるようですので、ぜひそういうものを、一度八街市でも試しにやってみて、その結果がどうであるか、検証するのも大事なことだと思います。それでよければ、ほかの学校でも取り入れる、また、悪ければ、それを改善するというようなことも大事なことだと思いますので、導入に向けての検討をされている学校もあるようですので、できるように、できたらいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、幼小中高連携について、お伺ひいたします。

八街市は、幼小中高連携事業は先進地でありまして、八街を参考に全国各地で連携事業が進んでいることは、私も十分理解しているところでございます。全国の先進地であります八街に、私はさらなる幼小中高連携事業を進めてほしいという願ひを持っている一人でございます。

そこでお伺ひいたします。

本市において新たな幼小中高連携の考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市の考える幼小中高連携教育は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれ子どもたちの発達段階を理解し、情報や行動での連携を行いながら、14年間かけて生きる力の土台を作っていこうとするものです。生活環境を含め児童・生徒を理解し、支援方法を考えながら、個性や創造性をはぐくんでいきます。

具体的な活動につきましては、各中学校区ごとに、人間関係づくりを学ぶことや、学力向上を目指した授業改善に取り組んでおります。それらの活動により、社会に出たときに、自分に自信と責任を持って活躍することができる自主性や自立心が育つことを目指しています。

そのためには、家族はもちろんのこと、家族以外の大人が関わることのできる学校、地域の役割は、とても大きいと思われまます。

新たな連携教育の視点といたしましては、未来への希望を抱きながら、自分の進路について考えることができるキャリア教育を推進することです。自尊感情を高めることが大切であると考え、連携を通じた異校種との関わりから、自己有用感を高めたいと思います。

幼小中高連携推進委員会が中心となり、地域を挙げて「次代を担うひとづくり」が推進されるよう努めてまいります。

○小山栄治君

本市の連携教育は、もう20年以上続いていると思いますけれども、この成果はどのように子どもたちにあらわれているのかをお伺いしたいと思います。

○教育次長（河野政弘君）

幼小中高連携教育の成果ということでございますが、職員の異校種間交流事業、小中高、その辺の事業も活発になり、子どもたちへの声かけがしやすくなり、子どもの様子について情報交換がしやすくなっているということでございます。

また、幼稚園から中学校まで生活面、当番活動とですとか、清掃活動、こうした一日の流れの中での連携をすることにより、幼から小、小から中への接続がとてもスムーズになった。子どもたちの言動からも何もわからない場所に入る不安や戸惑いが減っているとの評価でございます。

また、小中においては、授業の流れや黒板の書き方などを共通することにより、学習への取り組みのつまずきが少なくなっているということでもあります。

これらの変化を裏付ける根拠といたしまして、アンケート調査の結果から、学校が楽しいと感じている児童・生徒が増えてきているということが挙げられます。

以上のことから、当初の目的であった中1ギャップ、小1プロブレム、このような問題に対しての解消に向けて成果が出てきたというふうに考えております。

○小山栄治君

それでは、最後の質問にさせていただきます。

新たな視点として、キャリア教育の推進、異校種との関わりを行うというような答弁がございましたけれども、具体的なお話がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

キャリア教育につきましては、自らの役割といたしましうか、自らの価値や自分との関係を見出すつながりを学んでいくということでございます。以前行われていました職業体験もその1つに入るかなと思っております。キャリア教育を通して自分の価値、そして自分の周りとの関係を築くことで、より自尊心、そして関係形成を築いていきたいなと思っております。

具体的には、まだこれからでございますので、連携教育推進委員会と連携を図りながら、具体策を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○小山栄治君

大変ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会小山栄治議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は、これで全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日10日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。9月10日は休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

明後日11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後 3時15分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件